

平成28年6月3日
教 育 課 程 部 会
中 学 校 部 会
参 考 資 料 3

中学校の教育課程に関する基礎資料

目次

【基本情報等】

・中学校の基本情報(学校数、生徒数等).....	3
・学習指導要領に関する法令上の仕組み.....	5
・中学校教育の目的や目標.....	6
・学校教育法、施行規則、学習指導要領、解説書等の関係.....	8
・中学校の学習指導要領の構成.....	10

【学習状況等について】

・OECD生徒の学習到達度調査(PISA)の結果.....	11
・教科に関する調査結果において見られた課題.....	13
・数学・理科の学習に対する生徒の意識.....	16
・児童の身長・体重平均値の推移.....	17
・親の世代と子の世代の体力・運動能力の比較.....	18
・学習習慣(中学校3年生).....	19
・道徳教育について.....	20
・情報活用能力調査について.....	21
・言語活動の充実について.....	23
・学校における指導状況と学力の関係.....	26
・教育効果の高い学校での取組.....	28

・個に応じた指導の実施状況.....	30
・小・中学校の教科等の構成と標準授業時数.....	31
・中学校授業時数の推移.....	32
・年間総授業時数の設定状況.....	33
・児童生徒のメンタルヘルス.....	34

【教育課程内外の様々な活動について】

・教育課程と教育課程外の教育活動との関連について(イメージ).....	35
・部活動の学習指導要領上の位置付けについて.....	36
・運動部活動と運動習慣・体力等の関係.....	37
・部活動の在り方に関する調査.....	38
・我が国の教員の現状と課題(TALIS2013結果概要).....	39
・運動部活動指導者の実情.....	40
・公立中学校における職場体験活動の実施状況.....	41
・土曜日の教育活動の実施状況.....	44
・学校と家庭、地域の連携.....	46

目次

【小中一貫教育について】

・小中一貫教育の取組状況	47
・小中一貫教育等についての実態調査の概要	48
・小中一貫教育の成果	50
・小中一貫教育の課題	51
・小中一貫教育の制度設計について	52

【特別支援教育について】

・特別支援教育に関する現状	55
・特別支援教育の対象の概念図	56
・特別支援教育に係わる教育課程	57

【三答申】

・これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)<概要>	58
・チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)<概要>	60
・新しい時代の教員や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)<概要>	62

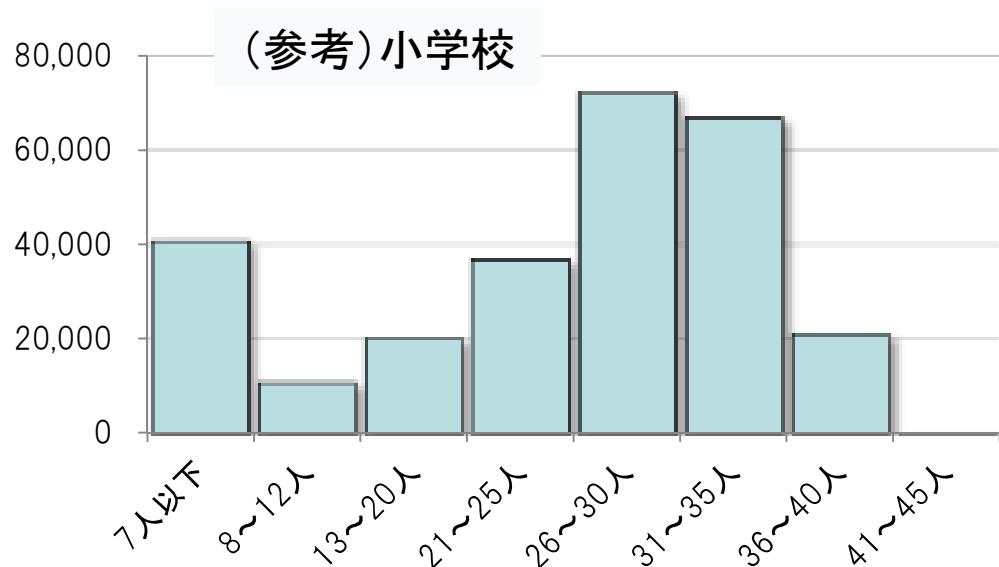
中学校の基本情報①

学校数、学級数、児童生徒数、本務教員数

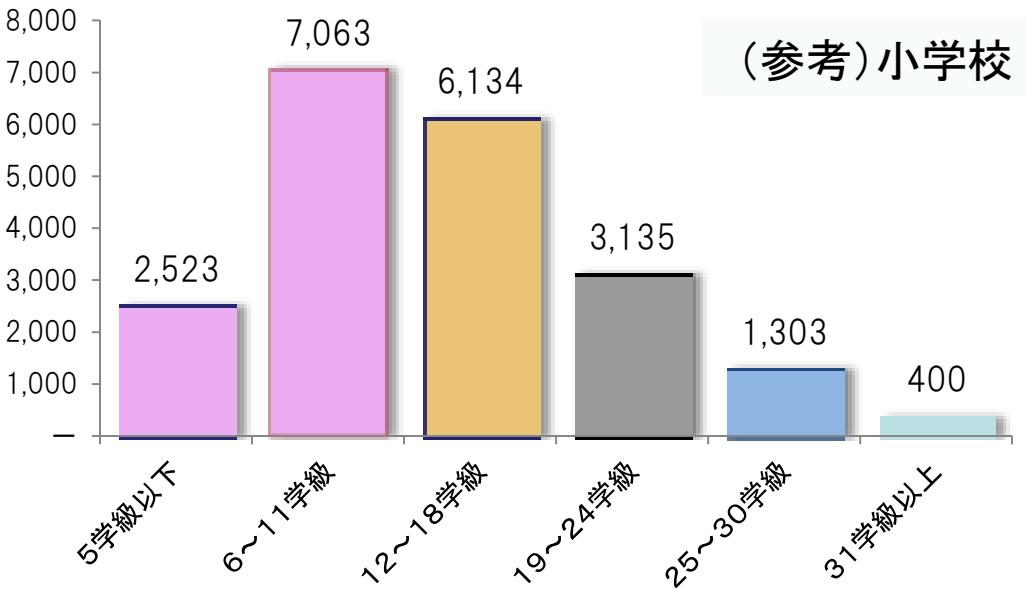
		学校数 (校)	学級数	児童生徒数 (人)	本務教員数 (人)
(参考) 小学校	計	20,852	272,698	6,600,006	416,475
	国立	72 0.3%	1,226 0.4%	41,067 0.6%	1,833 0.4%
	公立	20,558 98.6%	268,752 98.6%	6,481,396 98.2%	409,753 98.4%
	私立	222 1.1%	2,720 1.0%	77,543 1.2%	4,889 1.2%
中学校	計	10,557	122,924	3,504,334	253,832
	国立	73 0.7%	824 0.7%	31,220 0.9%	1,628 0.6%
	公立	9,707 91.9%	114,664 93.3%	3,227,314 92.1%	237,082 93.4%
	私立	777 7.4%	7,436 6.0%	245,800 7.0%	15,122 6.0%

中学校の基本情報②

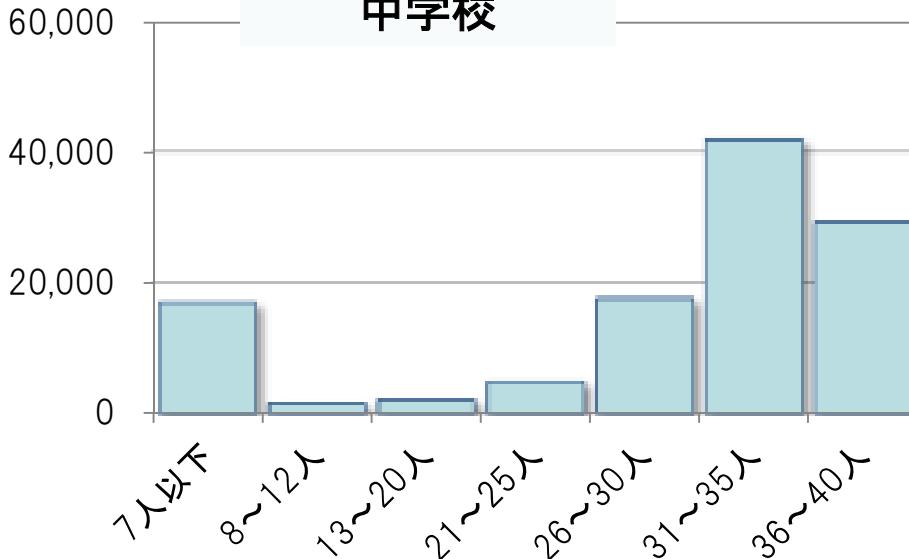
収容人数別学級数(公立)



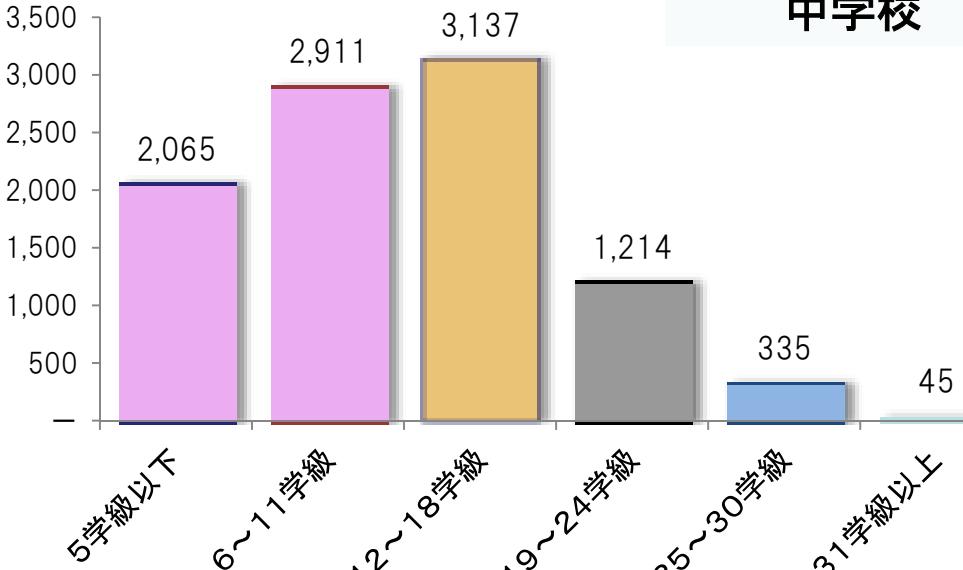
学級数別の学校数(公立)



中学校



中学校



出典:平成26年度学校基本調査

学習指導要領に関する法制上の仕組み

教育課程編成の基本的な考え方

国	学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定 (各教科等の構成、年間の標準時間数、教科等の大綱的な目標、内容等)
教育委員会 (設置者)	教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定 (学年・学期、休業日、校務分掌、教育課程編成や教材使用の手続き等)
学校 (校長)	学校や地域、児童生徒の実体等を踏まえ、創意工夫した教育課程を編成・実施

教育課程に関する法制上の仕組み

- 教育基本法： 教育の目的、目標を規定。【法律】
- 学校教育法： 各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。【法律】
- 学校教育法施行規則： 各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。【省令】
- 幼稚園教育要領
学習指導要領： 教育課程全般にわたる配慮事項などの総則と、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標、内容の取扱い（幼稚園における各領域のねらい、内容の取扱い）を規定。【告示】
- 幼稚園教育要領解説
学習指導要領解説： 総則及び各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（幼稚園における各領域のねらい、内容）について、学校種毎に学習指導要領等の改善の趣旨及び内容について解説したもの。

中学校教育の目的や目標等

教育基本法（平成18年法律120号）（抄）

（義務教育）

- 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
 - 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

学校教育法（昭和22年法律26号）（抄）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

(小学校)(抜粋)

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十二条 小学校の修業年限は、六年とする。

第三十三条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

(中学校)(抜粋)

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十七条 中学校の修業年限は、三年とする。

第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

※第30条2項及び第31条は、中学校においても準用されている。

学校教育法、同施行規則、学習指導要領等、解説書等の関係

日本国憲法

教育を受ける権利、義務教育について規定。

教育基本法

教育の目的、教育の目標、教育の機会均等、義務教育、学校教育、大学、家庭教育、社会教育等を規定。

学校教育法

各学校段階ごとの目的、目標、修業年限を規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

学校教育法施行規則
(文部科学省令)

各学校段階ごとの各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領等によることを規定。

学習指導要領
(文部科学省告示)

※幼稚園は幼稚園教育要領

全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、国が学校教育法等の規定に基づき各教科等の目標や大まかな内容を告示として定めているもの。教育課程編成の基本的な考え方や、授業時数の取扱い、配慮事項などを規定した総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いを規定。

学習指導要領解説
※幼稚園は幼稚園教育要領解説

大綱的な基準である学習指導要領等の総則及び各教科等の記述の意味や解釈など詳細について説明するために文部科学省が作成。

指導資料・事例集等

学習指導要領等を踏まえた指導を行う際に参考となる資料、事例等をまとめたもの。

学校管理規則
(教育委員会規則)

法令や条例等に反しない範囲で、教育委員会が、教育課程について必要な規則(授業日数、教育課程の編成や行事、教材使用等の手続きなど)を定めることを規定。

○「告示」には様々な形式、効果のものが含まれるが、学習指導要領は、学校教育法及び同施行規則に根拠を有し、単なる指導助言文書ではなく法的基準性のあるものである。
(S51.5.21最高裁判決)

○同時に、学習指導要領は大綱的な基準であり、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することが期待されている。(小総則第1の1など)

○法律等と異なり、告示するフォーマット等は定型化されていないが、上記のような性格を踏まえた記載にする必要はある。

○学習指導要領等の改訂と合わせて作成する。
○緊急の必要がある場合には学習指導要領の改訂とは別途、解説の一部改訂を行うことがある。(平成24年領土及び自然災害についての改訂を実施)

○文章による説明のほか、図表による説明(理科における系統表、総合的な学習の時間における探究活動のイメージなど)を交えて解説。全教科等の解説に、道徳の内容の学年段階・学校段階一覧を掲載。

(注)幼稚園、小中学校については、平成元年以前は「指導書」としていたが、学習指導要領等と同様の拘束力を有すると誤解されるとの指摘もあったため、その位置付けを一層明確にする観点から、高等学校と同様に「解説」に改めた。

○各教科等で活用するもの、言語活動のように教科横断的に取り組むべきことなど多様なものを含んでいる。冊子、リーフレット、映像資料(DVD)等。

○高校については、設置者が専門教科の標準単位数や学校設定科目等について規定しているほか、教育課程編成の手引き等を作成し、留意事項等を示していることが一般的。

教育課程に関連し学校が作成するもの等

学則
(公立小中学校を除く)

修業年限、学年、学期及び休業日、部科及び課程の組織、教育課程及び授業日時数、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項、入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項など

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画【小学校学習指導要領解説総則編】
(学校として作成する)

全体計画

教科横断・学校全体で取り組むための計画
学習指導要領上、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動について全体計画を作成することとなっている。
(学校として作成する)

教科等ごと、学年ごとの
指導計画

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画
(学級担任、教科担任等が作成)

その他学校が作成する
計画など

学習指導要領に規定はないが、他の法令や計画等により作成が求められているものなど

障害のある児童生徒の個別の指導計画
個別の教育支援計画

障害のある児童などについて、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を必要に応じて作成することとなっている。
【小学校学習指導要領総則第4-2(幼稚園、中学校、高等学校も同じ)】

指導要録

学校は、児童等の学習及び健康の状況を記録した書類として作成しなければならない。

○教育課程は、各学校が作成する。

○公立学校は、設置する教育委員会が定める学校管理規則により、毎年度、教育課程の届出を行う。

○様式や内容は各教育委員会により異なるが、例えば、小中学校の場合には、
①教育目標
②指導の重点、方針
③各教科、総合的な学習の時間、学級活動等の時数
④学校行事および児童会・生徒会活動等の時数
などを、各教育委員会が定める様式等により、前年度の定められた時期までに届けることとされていることが一般的。

○年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

○学校安全教育(学校保健安全法)、食に関する指導(食育基本法)などのように、他の法令や、法令に基づく計画等により作成することとされているものもあれば、各学校が独自に作成しているものもある。

○幼児児童生徒が進学した場合等において、学校は、抄本または写しを進学先の学校に送付しなければならない。

○指導に関する記録としては、各教科、総合的な学習の時間、特別活動の記録、行動の記録、総合所見等を記録。

現行学習指導要領等の構成

中学校学習指導要領の構成

第1章 総則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる
通則的事項を規定

第2章 各教科

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国語	第6節	美術
第2節	社会	第7節	保健体育
第3節	数学	第8節	技術・家庭
第4節	理科	第9節	外国語
第5節	音楽		

第3章 特別の教科 道徳※

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

※下線部は小学校指導要領には記載がない項目

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育　・体育・健康に関する指導

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点　・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方　・複式学級

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数（週数）
- ・生徒会活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

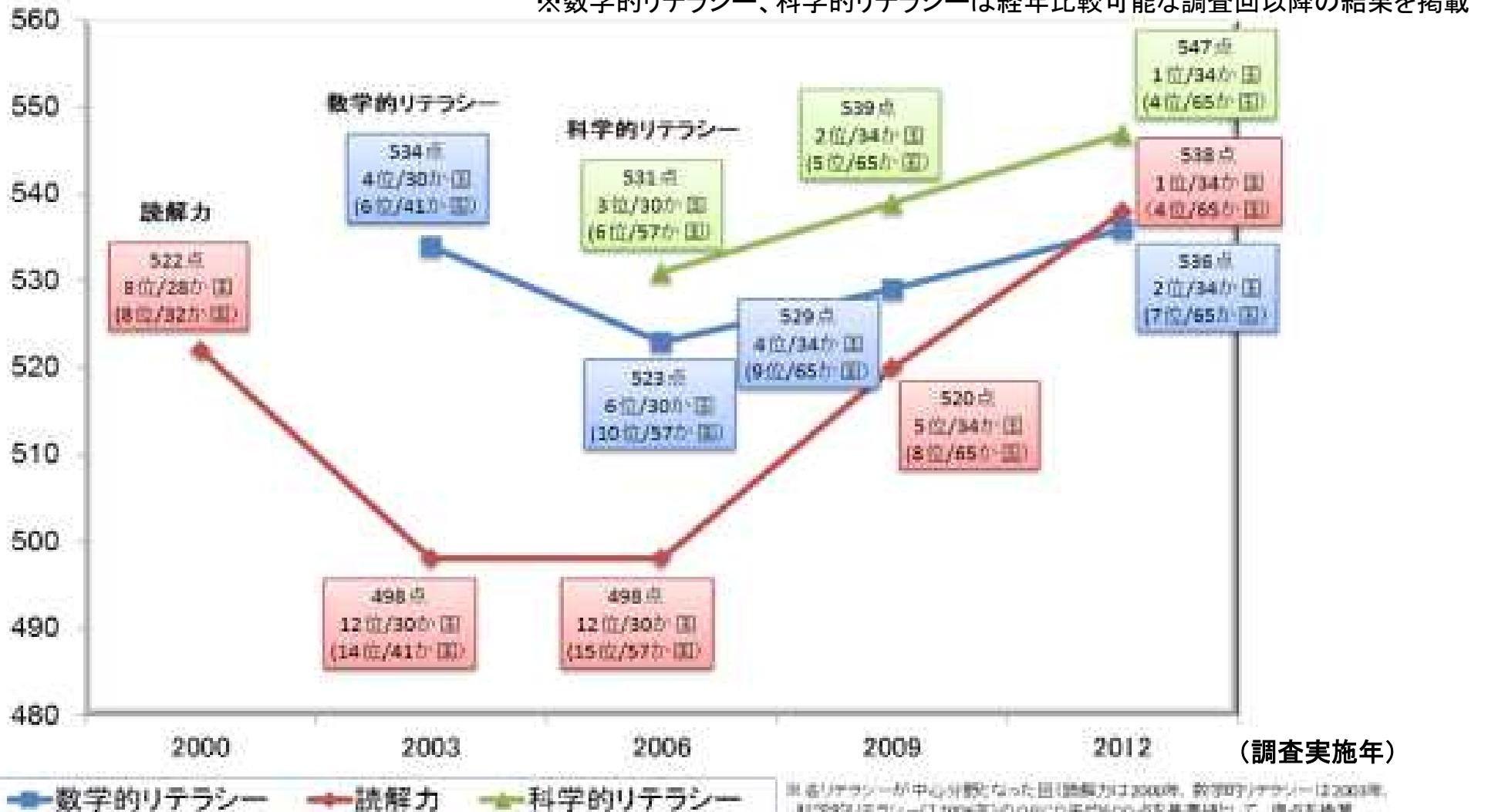
- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- 2 その他の配慮
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・生徒指導の充実
 - ・計画的、組織的な進路指導
 - ・学校教育全体を通じてのガイダンス機能の充実
 - ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 - ・個に応じた指導の充実　・障害のある生徒への指導
 - ・海外から帰国した生徒等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・部活動の教育課程との関連、運営上の工夫
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などの交流の機会

OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果 一平均得点及び順位の推移一

◆数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野すべてにおいて、平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなっている。

平均得点及び順位の推移

(平均得点)



(出典) 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査（PISA2012）のポイント」

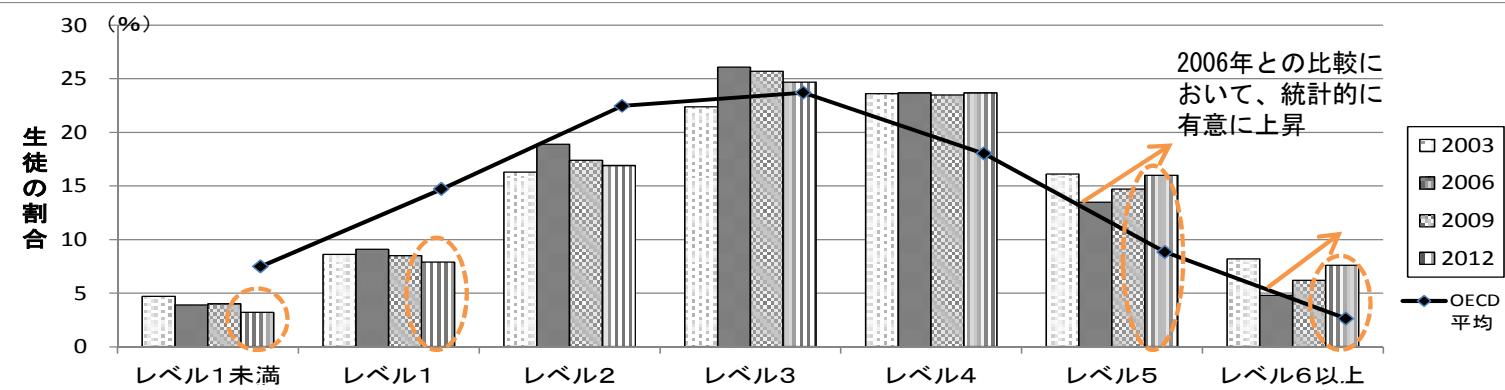
OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果 一習熟度レベル別割合の変化

◆習熟度レベル別でも、2009年調査から引き続き、レベル1以下の下位層の割合が減少し、レベル5以上の上位層の割合が増加している。

習熟度レベル別割合の変化

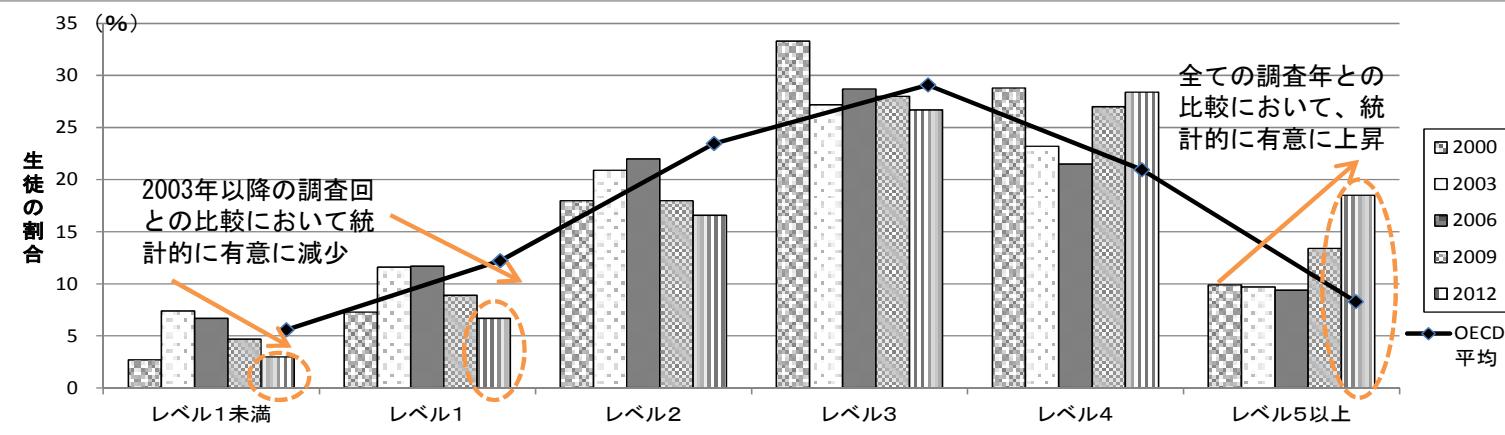
数学的 リテラシー

レベル1以下の生徒の割合が2003年以降で最も少なく、レベル5以上の生徒の割合は2006年と比較して有意に増加



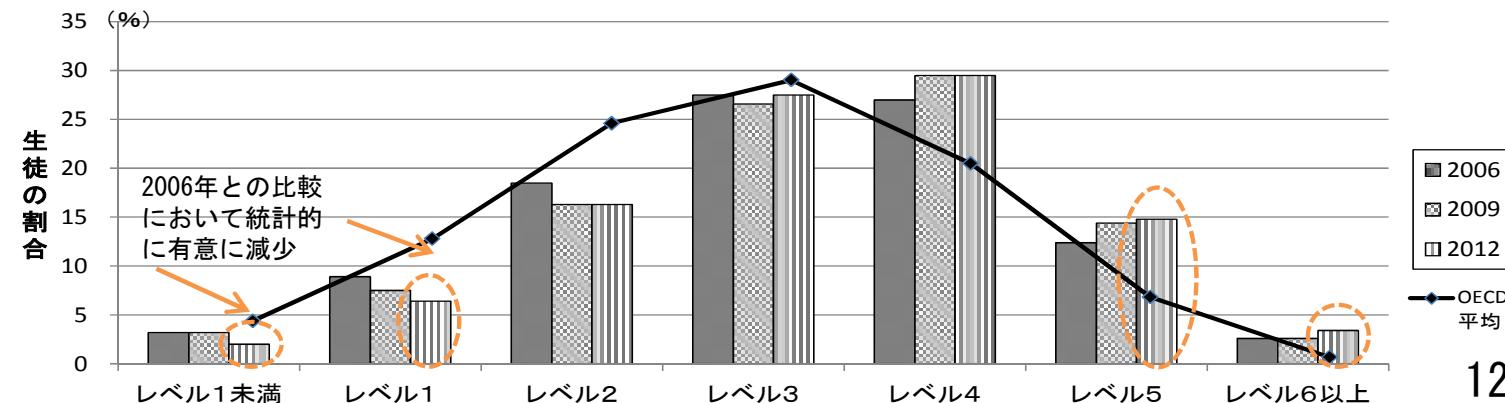
読解力

レベル1以下の生徒の割合は2000年レベルまで改善し、レベル5以上の生徒の割合は2000年以降で最も多い



科学的 リテラシー

レベル1以下の生徒の割合が2006年以降で最も少なく、レベル5以上の生徒の割合が最も多い



(出典)

文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査（PISA2012）のポイント」

◆学力は改善傾向にある一方で、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて課題が指摘されている。

小学校

<国語>

- 立場や根拠を明確にして話し合うことについて、発言をする際に一定の立場に立ってはいるが、根拠を明確にした上で発言をする点に、依然として課題がある。

<算数>

- 図を観察して数量の関係を理解したり、数量の関係を表現している図を解釈したりすることに課題がある。
- 数量の大小を比較する際に、根拠となる事柄を過不足なく示し、判断の理由を説明することについて、改善の状況が見られる設問もあるものの、依然として課題がある。

中学校

<国語>

- 自分の考えを表す際に、根拠を示すことは意識されているが、根拠として取り上げる内容を正しく理解した上で活用する点に課題がある。
- 文章や資料から必要な情報を取り出し、伝えたい事柄や根拠を明確にして自分の考えを書くことについて、説明する際に、文章や資料から必要な情報を取り出しているが、それらを用いて伝えたい内容を適切に説明する点に、依然として課題がある。

<数学>

- 記述式問題は、特に確率を用いた理由の説明、グラフを用いた方法の説明に課題がある。
- 図形の性質を証明することについて、着目すべき図形を指摘することは良好であるが、方針を立て、証明を書くことに課題がある。

◆判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて引き続き課題が指摘されている。

算数・数学、国語

小学校

<国語>

- 新聞のコラムを読んで、筆者の意図や思考を想定しながら文章全体の構成や表現の工夫を捉えることに課題がある。また、引用することに、依然として課題がある。
- 学校新聞を書く場面において、目的や意図に応じ、取材した内容を整理しながら記事を書くことに課題がある。

<算数>

- 基準量、比較量、割合の関係を捉え、基準量を求めることに依然として課題がある。

中学校

<国語>

- 伝えたい事実や事柄について自分の考え方や気持ちを示してはいるが、根拠を明確にして書く点に、依然として課題がある。
- 目的に応じて文章や資料から必要な情報を取り出しているが、それらを基にして自分の考え方を具体的にまとめる点に、依然として課題がある。

<数学>

- 記述式問題のうち、予想した事柄の説明には改善の状況が見られるが、数学的な表現を用いた理由の説明に課題がある。

◆3年ぶりに実施した理科については、前回(平成24年度)調査で見られた課題「観察・実験の結果などを整理・分析した上で、解釈・考察し、説明すること」について、課題の所在が明確になった。

理科

小学校

- 観察・実験の結果を整理し考察することについて、得られたデータと現象を関連付けて考察することは相当数の児童ができているが、実験の結果を示したグラフを基に定量的に捉えて考察することに課題がある。
- 予想が一致した場合に得られる結果を見通して実験を構想したり、実験結果を基に自分の考えを改善したりすることに課題がある。

中学校

- 物質を化学式で表すことは良好であるが、特定の質量パーセント濃度における水溶液の溶質の質量と水の質量を求めることに依然として課題がある。
- 「化学変化を表したグラフ」や「実験結果を示した表」から分析して解釈し、変化を見いだすことは良好であるが、実験結果を数値で示した表から分析して解釈し、規則性を見いだすことには課題がある。
- 課題に正対した実験を計画することや考察することに課題がある。

数学・理科の学習に対する生徒の意識 ーTIMSS2011質問紙調査結果からー

◆国際平均に比べて、日本の中学生は学習の楽しさや実社会との連関に対して肯定的な回答をする割合が低いなど、学習意欲面で課題がある。

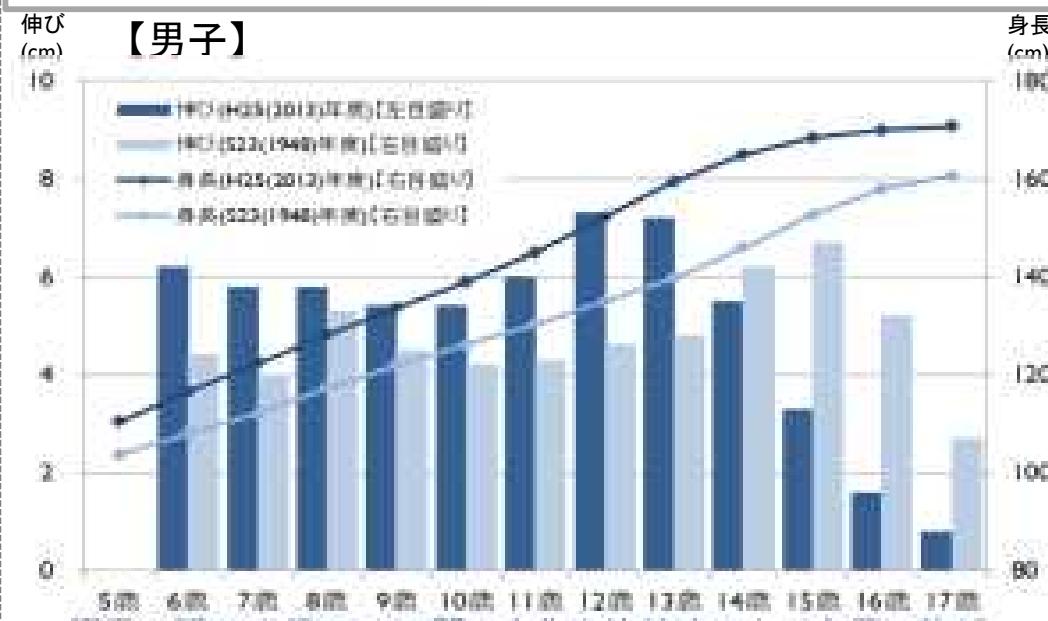
※ 生徒質問紙調査(対象:中学校2年生)において、下記項目につき、「強くそう思う」、「そう思う」と回答した生徒の割合の合計

	数学		理科	
	日本	国際 平均	日本	国際 平均
数学・理科の勉強は楽しい	48%	71%	63%	80%
数学・理科を勉強すると日常生活に役立つ	71%	89%	57%	83%
他教科を勉強するために数学・理科が必要	67%	81%	35%	70%
志望大学に入るために良い成績が必要	72%	85%	59%	77%
将来望む仕事につくために良い成績が必要	62%	83%	47%	70%
数学・理科を使うことが含まれる職業につきたい	18%	52%	20%	56%

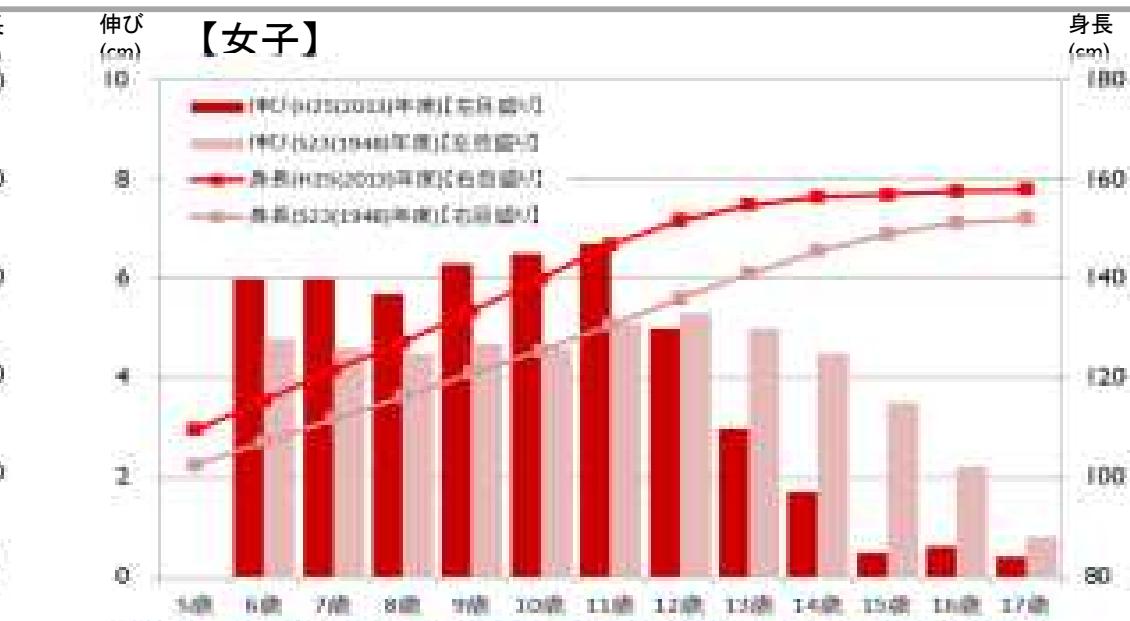
(出典) IEA国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2011) 質問紙調査結果より文部科学省作成

男女児童の身長・体重平均値の推移

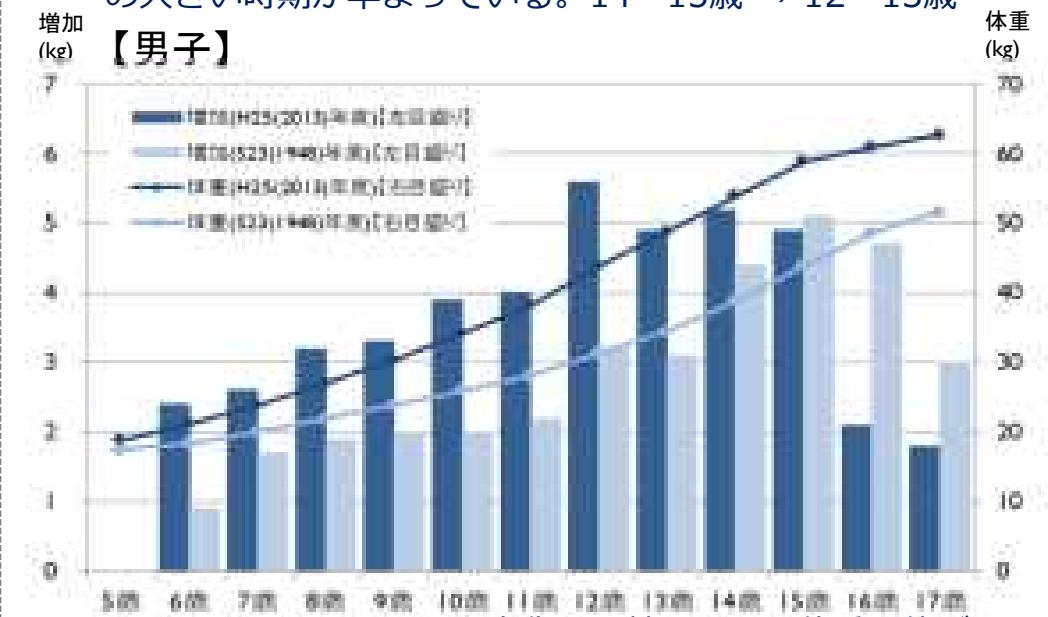
◆子供の身体的成長(身長・体重)は幼児期から約2歳早くなっている。



男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。14～15歳 → 12～13歳



女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。11～13歳 → 10～11歳



男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。14～16歳 → 12～15歳



女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。12～15歳 → 11～12歳

(出典) 昭和23年(1948年)度 及び 平成25年(2013年)度 学校保健統計調査より

親の世代と子の世代の体力・運動能力の比較

◆親の世代と比べて、身長、体重など子供の体格は向上しているが、体力・運動能力は依然低い水準。

○親の世代(30年前)との比較

<体格>

身長(cm)

	S58	H25
男子(11歳)	143.1	145.0
女子(11歳)	145.2	146.8

体重(kg)

	S58	H25
男子(11歳)	36.5	38.3
女子(11歳)	37.7	39.0

<テスト結果>

50m走(秒)

	S58	H25
男子(11歳)	8.70	8.90
女子(11歳)	8.98	9.12

(出典) 文部科学省「平成25年度体力・運動能力調査」

握力(kg)

	S58	H25
男子(11歳)	21.60	20.04
女子(11歳)	19.81	19.74

ソフトボール投げ(m)

	S58	H25
男子(11歳)	34.47	28.41
女子(11歳)	20.47	16.85

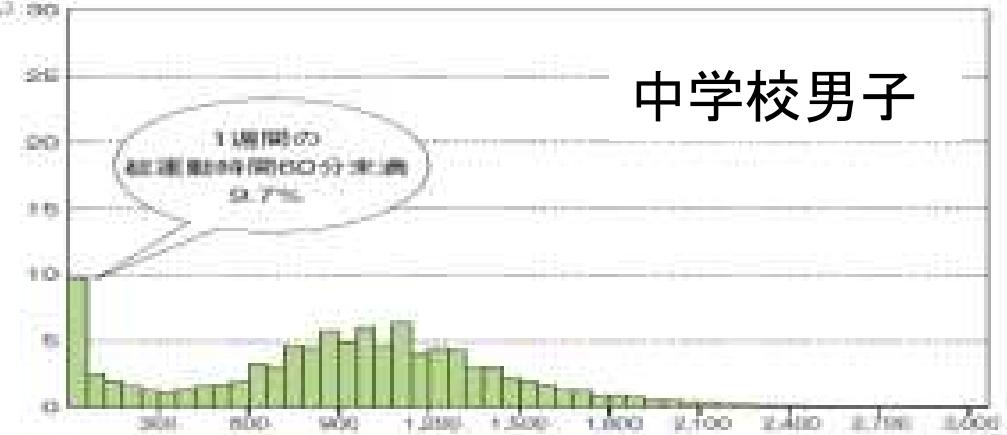
反復横とび(回)

	S58	H25
男子(11歳)	42.65	45.79
女子(11歳)	40.50	43.02

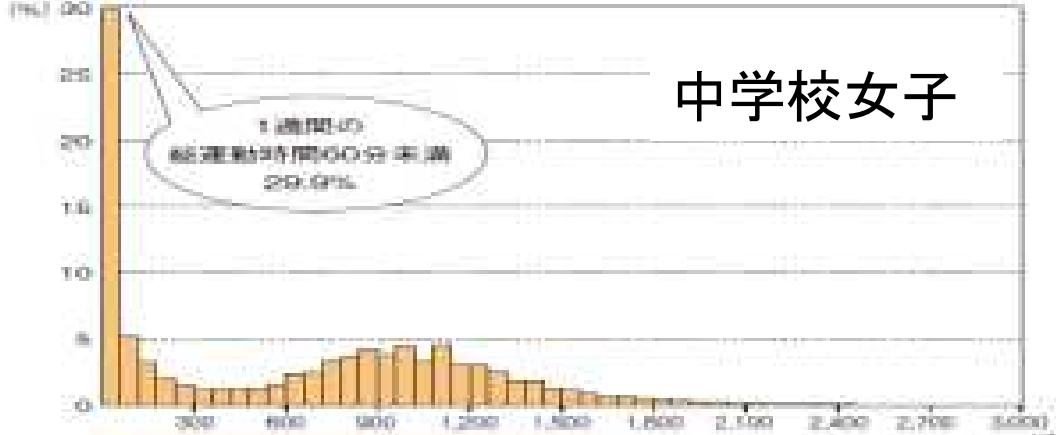
※反復横とびは上昇している

◆運動する子供としない子供が二極化している。

中学校男子



中学校女子

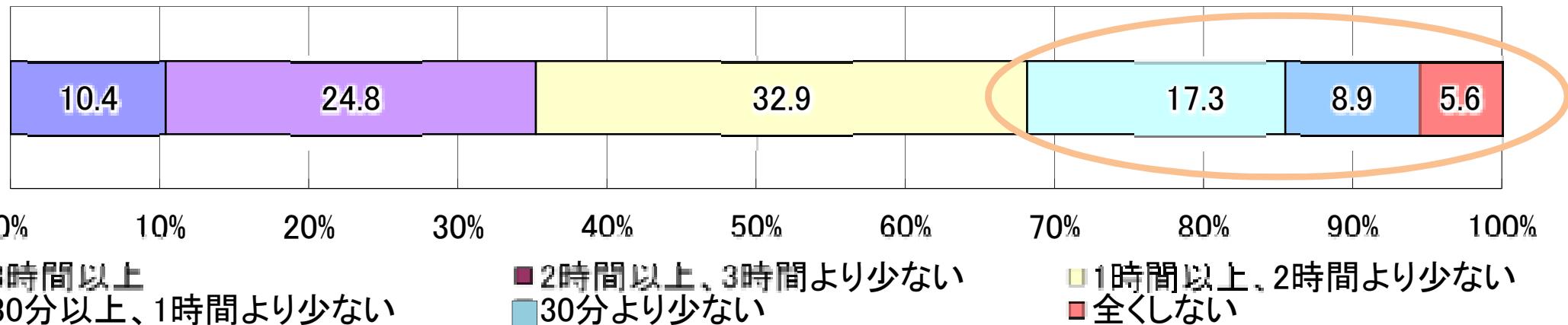


(出典) 文部科学省「平成25年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

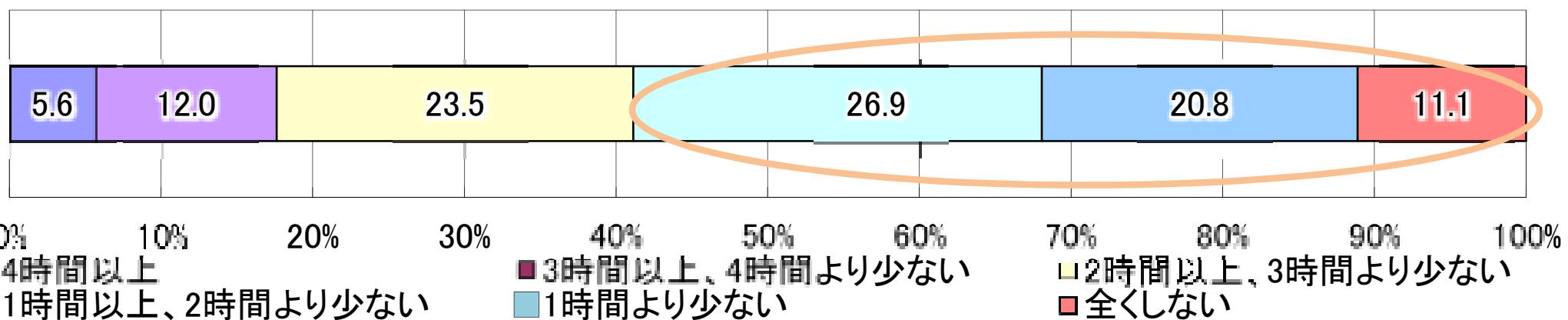
学習習慣（中学校3年生）

普段、学校外での学習時間が1時間未満の生徒の割合は約30%。

学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか



土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか



道徳教育について

道徳の時間の課題例

学校間や教師間の差が大きく、例えば次のような課題が見られることも。

- 「道徳の時間」は、各教科等に比べて軽視されがち
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導
- 児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正

具体的なポイント

- 道徳科に検定教科書を導入
- 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
・「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- 数値による評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「考え方、議論する」道徳科へ質的に転換

平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能

<検討の方向性>

- 改正小・中学校学習指導要領の着実な実施の方策。
- 改正小・中学校学習指導要領の趣旨を踏まえた高等学校における道徳教育の在り方。
※検討に当たっては、公民科等における内容の改善と併せて検討。

「情報活用能力調査」について①

調査の趣旨

- ①児童生徒の情報活用能力の実態の把握、学習指導の改善
- ②次期学習指導要領改訂の検討のためのデータを収集

出題内容

- ・情報を収集・読み取り・整理・解釈する力
 - ・受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する力
-] コンピュータを使用して調査

児童生徒の情報活用能力に関する傾向

小学生について、整理された情報を読み取ることはできるが複数のウェブページから目的に応じて、特定の情報を見つけ出し、関連付けることに課題がある。

また、情報を整理し、解釈することや受け手の状況に応じて情報発信することに課題がある。

	情報活用能力調査		質問(紙)調査	
	実施の有無	調査方法 (調査時間)	実施の有無	調査方法
児童生徒	○	コンピュータ 小学校(16問／60分) 中学校(16問／68分)	○	コンピュータ
教員	—	—	○	質問紙
学校(校長)	—	—	○	質問紙

調査対象：小学校第5学年(116校 3343人)・中学校第2学年(104校 3338人)

調査時期：平成25年10月から平成26年1月

	調査問題内容	通過率(%)
小学校	整理された複数の発言者の情報の正誤を読み取る問題	62.4
	複数のウェブページから情報を見つけ出し、関連付ける問題	9.7
	一覧表示された複数のカードにある情報を整理・解釈する問題	17.9
	2つのウェブページから共通している複数の情報を整理・解釈する問題	16.3
	プレゼンテーションソフトにて 画像を活用してスライドを作成する問題	33.3

	調査問題内容	通過率(%)
中学校	整理された複数の見学地の情報の共通点を読み取る問題	84.3
	複数のウェブページから情報を見つけ出し、関連付ける問題	43.7
	一覧表示された複数の情報を、提示された条件をもとに整理・解釈する問題	76.4
	複数のウェブページから目的に応じて情報を整理・解釈する問題	12.2
	プレゼンテーションソフトにて文字や画像を活用してスライドを作成する問題	39.1

「情報活用能力調査」について②

児童生徒の情報活用能力に関する傾向

小学生については、自分に関する個人情報の保護について理解しているが、他人の写真をインターネット上に無断公表するなどの他人の情報の取扱いについての理解に課題がある。

中学生については、不正請求メールの危険性への対処についての理解に課題がある。

図表1-4 小学校 ブログ上での情報発信において
自他の情報の取扱いで問題のある点を選択する問題

情報の取扱いについて問題のある点	選択した者の割合(%)
個人情報(学校名、学級名及び出席番号)の取扱い	73.0
他人の写った写真の取扱い(肖像権)	41.2
住所を教えて欲しいという見知らぬ他人からの書き込み	47.6

図表1-5 中学校 不正請求メールへの対応で不適切な項目を選択する問題

不適切な項目	選択した者の割合(%)
メールに返信する	50.4
入金後URLから退会手続きをする	43.9
問い合わせ先に電話して抗議する	38.5

上位の学校群の傾向

① 上位の学校群の教員は、下位の学校群と比べ、次のような授業の実施頻度が高い傾向にある。

- ・児童生徒に自分の考えを表現させること
- ・児童生徒に情報を整理させること
- ・児童生徒に情報手段の特性に応じた伝達及び円滑なコミュニケーションを行わせることなど

② 上位の学校群の児童生徒は、下位の学校群と比べ、学校で次のようなICT活用をしている頻度が高い傾向にある。

- ・情報を収集すること
- ・表やグラフを作成すること
- ・発表するためのスライドや資料を作成すること。

言語活動の充実について①

現行学習指導要領では、「確かな学力」、特に「思考力・判断力・表現力等」を育み、各教科等の目標を実現するための手立てとして、言語活動の充実について規定

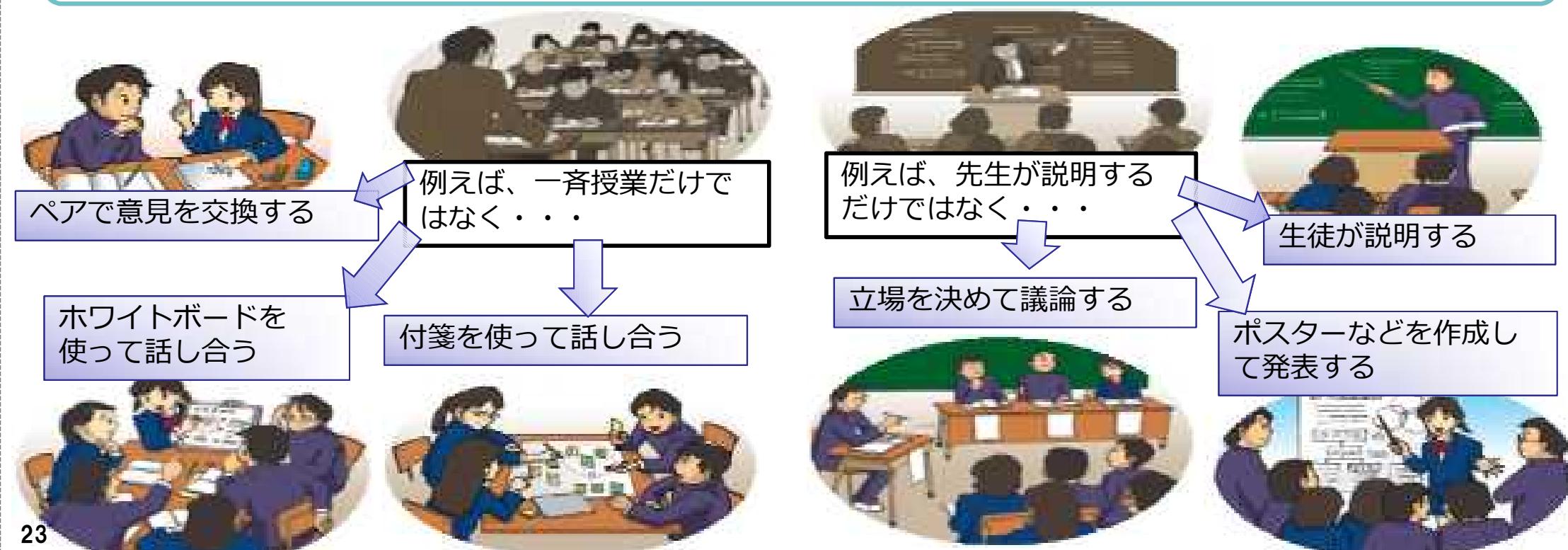
小学校学習指導要領 総則（中学校・高等学校においても同様）

第1 教育課程編成的一般方針

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(1)各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。



言語活動の充実について②

～言語活動の検証・改善のための有識者との意見交換（平成26年10月10日,31日）より～

1. 言語活動の位置付け

- 習得、活用、探究のいずれの場面においても、各教科における学習活動の基盤となるのは言語の能力。豊かな心を育むことや人間関係を形成する上でも重要。
- 平成20年中央教育審議会答申では、思考力・判断力・表現力を育むために各教科で必要な学習活動の例として右の6点を示し、これらの学習活動の基盤となるものは、広い意味での言語であるとした。
- こうした力の育成は、国語科だけでなく、すべての教科で取り組まれるべきもの。現行学習指導要領において初めて求められたものではなく、従前から、国語科をはじめ各教科等において学習活動の重要な要素として取り組まれてきた。

思考力・判断力・表現力を育むために各教科で必要な学習活動の例

- ①体験から感じ取ったことを表現する
- ②事実を正確に理解し伝達する
- ③概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする
- ④情報を分析・評価し、論述する
- ⑤課題について、構想を立て実践し、評価・改善する
- ⑥互いの考えを伝え合い、自らの考え方や集団の考え方を発展させる

2. 成果と課題

<成果>

- 多くの小・中学校で言語活動を意識した活動に取り組んでいる
- 言語活動の充実が児童生徒の学力の定着に寄与している
(全国学力・学習状況調査の結果)

<課題>

- 言語活動についての目的意識や、教科等の学習過程における位置づけが不明確であったり、指導計画等に効果的に位置付けられていないことがある
 - ・単なる話合いにとどまり形骸化している例
 - ・言語活動を行うことが目的化している例など
- 言語活動を行うことに負担を感じている教師や、時間を確保することが困難と考えている教師が少なくない

3. 言語活動の今後の方向性

- 各教科等の教育目標を実現するため、見通しを立て、主体的に課題の発見・解決に取り組み、振り返るといった学習の過程において、言語活動を効果的に位置づけ、そのねらいを明確に示すことが必要。アクティブ・ラーニングを構成する学習活動の要素を検討する際も、言語が学習活動の基盤となるものであることを踏まえた検討が必要。
 - ・「その活動で何を実現しようとするのか」という観点から、授業の中での言語活動の位置付けを一層明確にすること
 - ・数学的活動や、理科や社会などの問題解決的・探究的な活動など、各教科の学習の過程において、言語活動を効果的に位置付けること
 - ・言語活動が学びを深めるものとするためには、授業の冒頭に見通しを持たせ、最後に振り返りをすることが重要性について理解を徹底することが必要
- 言語活動により時数の確保が難しくなるという見方もあるが、学年等を超えて長期的に言語活動を行う能力の育成を積み重ねていくことにより、一層効果的で効率的な学習が可能となるという視点も重要。
継続して言語活動に取組続けることで、児童生徒の言語活動を行う能力が高くなるとともに、言語活動を意識することにより目標・内容と学習活動の関係が明確となり、言語活動を取り入れた方が従来よりも学習が早く進み、学習に要する時間が短縮できるという考え方を重視することが必要。
- 教員の資質向上も含め、学校が全体として取組を進められるよう、教育委員会や大学等による支援や環境整備等を行なながら、今後さらなる充実が図られるようにしていくべきである。

言語活動に関する取組例

思考力・判断力・表現力を育むために各教科で必要な学習活動の例

平成20年1月中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」

(1) 体験から感じ取ったことを表現する

- (例) ・日常生活や体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現する

(2) 事実を正確に理解し伝達する

- (例) ・身近な動植物の観察や地域の公共施設等の見学の結果を記述・報告する

(3) 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする

- (例) ・需要、供給などの概念で価格の変動をとらえて生産活動や消費活動に生かす

- ・衣食住や健康・安全に関する知識を活用して自分の生活を管理する

(4) 情報を分析・評価し、論述する

- (例) ・学習や生活上の課題について、事柄を比較する、分類する、関連付けるなど考えるための技法を活用し、課題を整理する

- ・文章や資料を読んだ上で、自分の知識や経験に照らし合わせて、自分なりの考えをまとめてA4・1枚(1000字程度)といった所与の条件の中で表現する

- ・自然事象や社会的事象に関する様々な情報や意見をグラフや図表などから読み取ったり、これらを用いて分かりやすく表現したりする

- ・自国や他国の歴史・文化・社会などについて調べ、分析したことを論述する

(5) 課題について、構想を立て実践し、評価・改善する

- (例) ・理科の調査研究において、仮説を立てて、観察・実験を行い、その結果を整理し、考察し、まとめ、表現したり改善したりする

- ・芸術表現やものづくり等において、構想を練り、創作活動を行い、その結果を評価し、工夫・改善する

(6) 互いの考え方を伝え合い、自らの考え方や集団の考え方を発展させる

- (例) ・予想や仮説の検証方法を考察する場面で、予想や仮説と検証方法を討論しながら考え方を深め合う

- ・将来の予測に関する問題などにおいて、問答やディベートの形式を用いて議論を深め、より高次の解決策に至る経験をさせる。

国語科における取組例（中学校）

身近な昔話とそのルーツとなった古典、関連する資料等を読み、内容や面白さについてまとめ、グループで紹介。

また、他のグループの発表を聞き、自分が取り上げた古典と比較して、分かったことや考えしたことなどを文章で表現する。



(写真) 昔話のルーツについてグループで発表する様子

理科における取組例（小学校）

空気でっぽうのしくみについて、実験を通じて玉が飛び出す様子を確認し、自分の考えを図に整理。

それを、教師がタブレットPCで撮影し、いくつかの案を電子黒板に映して共有。学級全体の考えを分類し、自分の考えと比較していく。

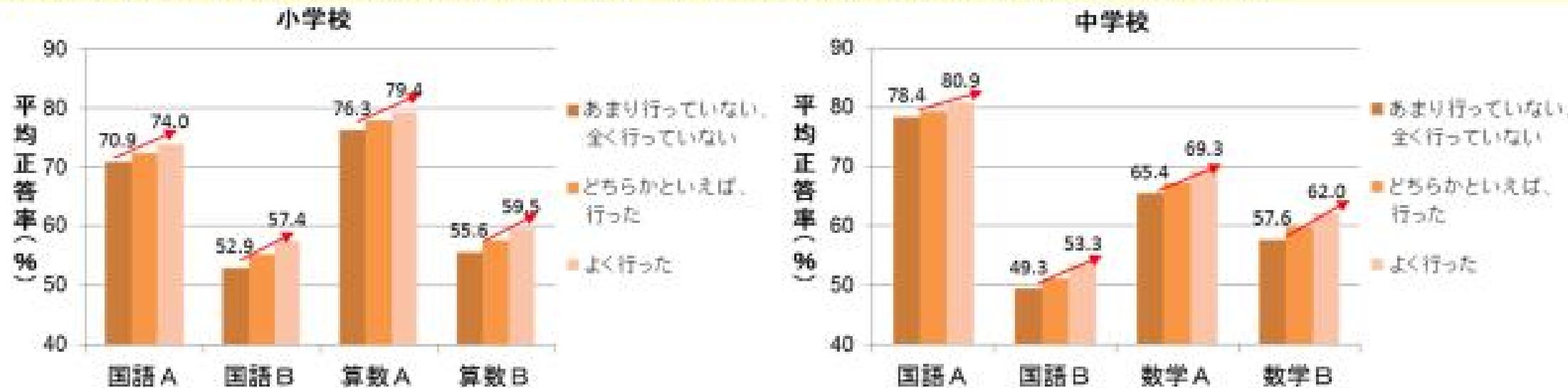


(写真) 考え方の違いを比較・検討する様子

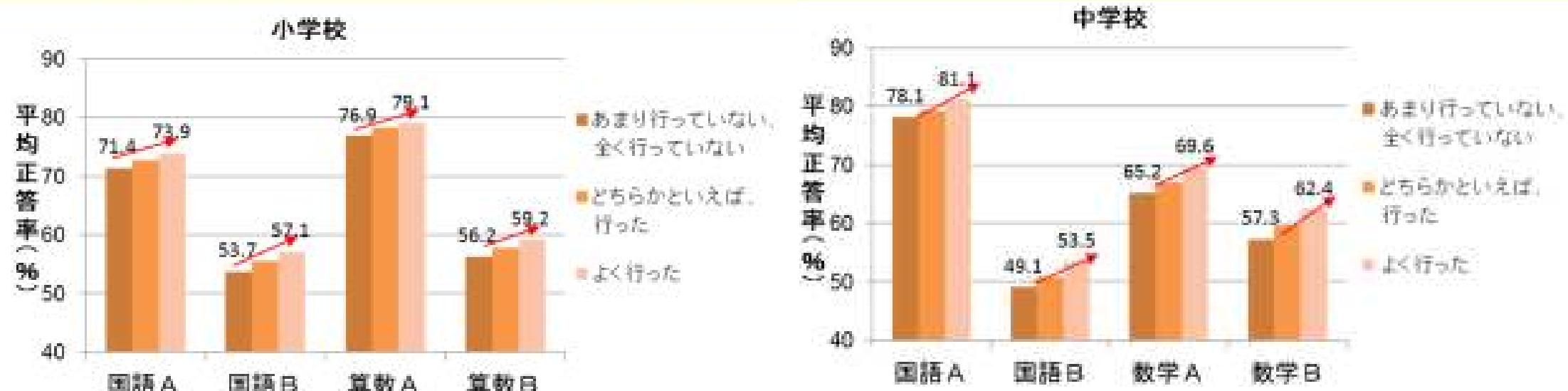
学校における指導状況と学力との関係 一全国学力・学習状況調査の結果から一

◆指導のねらいを明確にした上で言語活動を適切に位置づける学校や、総合的な学習の時間における探究活動を積極的に実施する学校ほど、教科の平均正答率が高い傾向が見られる。

【図表1】各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付けましたか【学校質問紙】



【図表2】総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしましたか【学校質問紙】



(出典) 文部科学省・国立教育政策研究所「平成26年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）」

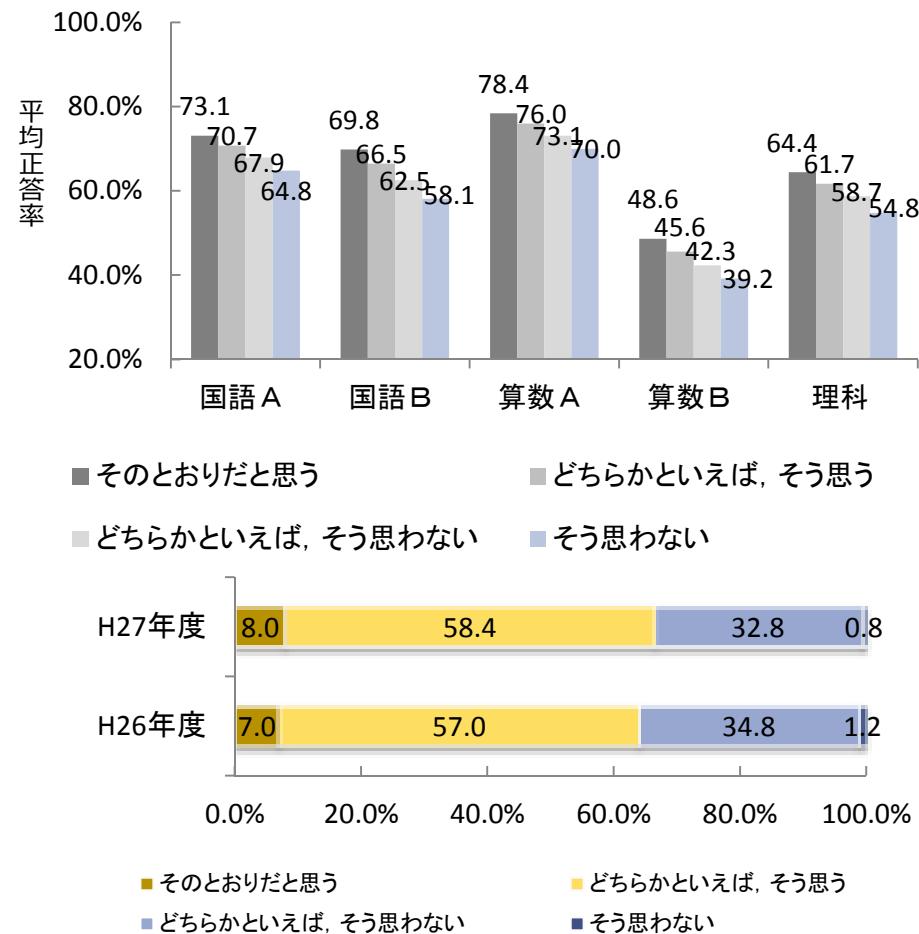
深い学びと学力の関係 一平成27年度全国学力・学習状況調査の結果からー

◆「学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」について、肯定的回答の方が平均正答率が高い状況であった。

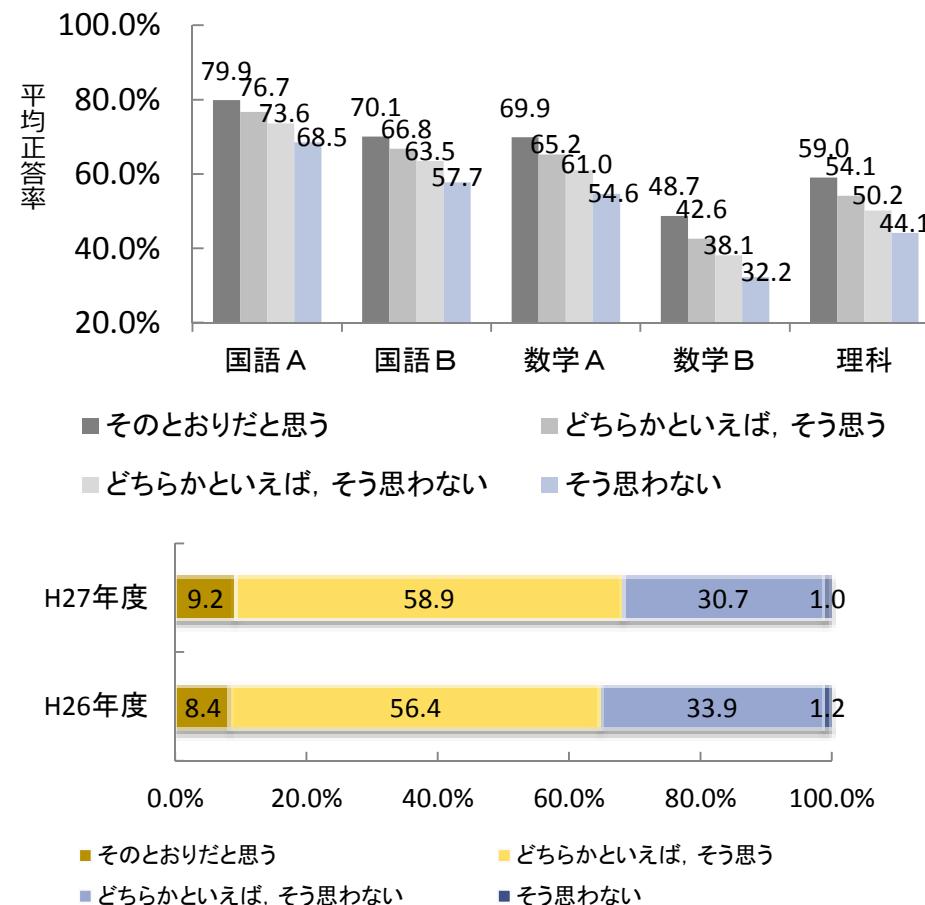
【質問項目】

調査対象学年の児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。

【小学校】



【中学校】



※選択肢毎の平均正答率は、選択肢の回答数が100校未満のものについては、一つ前の選択肢の回答とまとめて算出

教育効果の高い学校での取組み

児童生徒の家庭の社会経済的背景から見込まれる学力を大きく上回っている学校においては、①表現力・課題探究力の向上、②授業スタイル、③家庭学習の指導、④学力調査の活用、⑤少人数・TT・補充学習、⑥学校外リソースの活用、⑦実践的研修・研修成果の活用、といった観点で様々な取り組みを行っている。

1. 表現力・課題探究力の向上

例：児童が自分で調べたことや考えたことをわかりやすく文章に書かせる指導

小学校 国語A	よく行った	どちらかとい えば行った	あまり行つ ていない
教育効果の高い学校*	53.3%	43.3%	3.3%
教育効果の低い学校*	26.7%	53.3%	20.0%

2. 授業スタイル

例：授業最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れた

小学校 算数A	よく行った	どちらかとい えば行った	あまり行つ ていない
教育効果の高い学校	63.3%	30.0%	6.7%
教育効果の低い学校	26.7%	66.7%	6.7%

3. 家庭学習の指導

例：算数の指導として、家庭学習の課題の与え方について、教職員で共通理解を図ったか

小学校 算数B	当てはま る	どちらかとい えば当ては まる	どちらかとい えば当てはま らない	当てはま らない
教育効果の高い学校	63.3%	23.3%	13.3%	0.0%
教育効果の低い学校	23.3%	50.0%	23.3%	3.3%

※「教育効果の高い学校」：学校レベルのSESから見込まれる学力を大きく上回る学校（上位30校）

「教育効果の低い学校」：学校レベルのSESから見込まれる学力を大きく下回る学校（下位30校）
(SES(socio-economic status)とは、家庭の社会経済的背景。家庭所得、父親学歴、母親学歴の3つの変数を合成した指標。)

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・朝読書などの一斉読書の時間を週に1回以上定期的に設けた、学級やグループで話し合う活動を授業などで行った、学級全員で取り組んだり挑戦したりする課題やテーマを与えた
- ・児童に将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした、総合的な学習の時間で、課題の設定から始まる探究の過程を意識した指導をした
- ・児童・生徒の発言や活動の時間を確保して授業を進めた、児童・生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をした
- ・言語活動に重点を置いた指導計画を作成している

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・授業の冒頭で目標(めあて・ねらい)を児童に示す活動を計画的に取り入れた
- ・授業の最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れた
- ・学習方法(適切にノートをとるなど)に関する指導をした

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・国語・算数の指導として、家庭学習の課題の与え方について、教職員で共通理解を図った
- ・家庭での学習方法等を具体例を挙げながら教えた(国・算共通)
- ・家庭学習の課題(長期休業の課題除く)について、評価・指導
- ・国語・数学の指導として、前年度までに、家庭学習の課題(宿題)を与えた

教育効果の高い学校での取組み

4. 学力調査の活用

例: 全国学力状況調査等の結果を学校全体で教育活動を改善するために活用したか

小学校 国語A	よく行った	どちらかといえ ば行った	あまり行ってい ない
教育効果の高い学校	40.0%	56.7%	3.3%
教育効果の低い学校	20.0%	63.3%	16.7%

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・平成24年度全国学力・学習状況調査や独自の調査等の結果を、学校全体で教育活動を改善するために活用した
- 平成24年度全国学力・学習状況調査や独自の調査等の結果について、保護者や地域の人たちに公表や説明をした
- 平成24年度全国学力・学習状況調査、独自調査や学校評価の結果等を踏まえた学力向上の取組を保護者等に働きかけた

5. 少人数・TT・補充学習

例: 算数の授業において、習熟度別の少人数指導を行うに当たって、学習集団をどう編成したか。

小学校 算数A	1学級を2つ以 上の学習集団 に分けた	複数の学級から、学級 とは別の2つ以上の学習 集団に分けた	習熟度別の少 人数指導を行 っていない
教育効果の高い学校	66.7%	20.0%	13.3%
教育効果の低い学校	36.7%	13.3%	50.0%

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・算数の授業において、習熟度別の少人数指導を行うに当たって、1つの学級を2つ以上の学習集団に分けた
- 第4学年のときに、算数の授業において、チームティーチングによる指導を多く行った
- 数学の指導として補充的な学習の指導を行った

6. 学校外リソースの活用

例: 地域の人材を外部講師として招聘した授業を行ったか

中学校 国語B	よく行った	どちらかと いえば行つ た	あまり行つ ていない	まったく 行っていな い
教育効果の高い学校	26.7%	36.7%	30.0%	6.7%
教育効果の低い学校	6.7%	26.7%	40.0%	26.7%

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・保護者からの意見や要望を聞くために、学校として懇談会の開催やアンケート調査を多く実施した
- ・ボランティア等による授業サポート(補助)を行った
- ・博物館や科学館、図書館を利用した授業を行った
- ・地域の人材を外部講師として招聘した授業を行った

7. 実践的研修・研修成果の活用

例: 教職員が校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させているか。

中学校 国語A	よくしている	どちらかといえ ばしている	あまりして いない
教育効果の高い学校	43.3%	50.0%	6.7%
教育効果の低い学校	3.3%	80.0%	16.7%

【教育効果の高い学校での取組み】

- ・平成24年度全国学力・学習状況調査や独自の調査等の結果を、学校全体で教育活動を改善するために活用した
- 平成24年度全国学力・学習状況調査や独自の調査等の結果について、保護者や地域の人たちに公表や説明をした
- 平成24年度全国学力・学習状況調査、独自調査や学校評価の結果等を踏まえた学力向上の取組を保護者等に働きかけた

(出典) 平成26年度文部科学省委託研究「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」(国立大学法人お茶の水女子大学)

各学校における個に応じた指導の実施状況（公立小・中学校）

個に応じた指導を実施する学校の割合

	少人数指導	TT	その他	実施校数
小学校	67.4%	81.0%	58.0%	94.2%
中学校	67.4%	83.3%	50.2%	96.4%

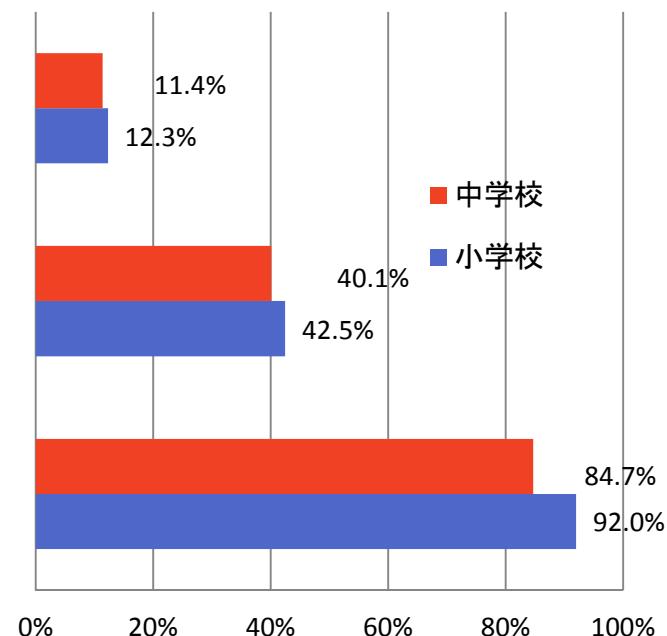
(出典) 文部科学省
「平成27年教育課程の編成・
実施状況調査」

個に応じた指導の実施内容

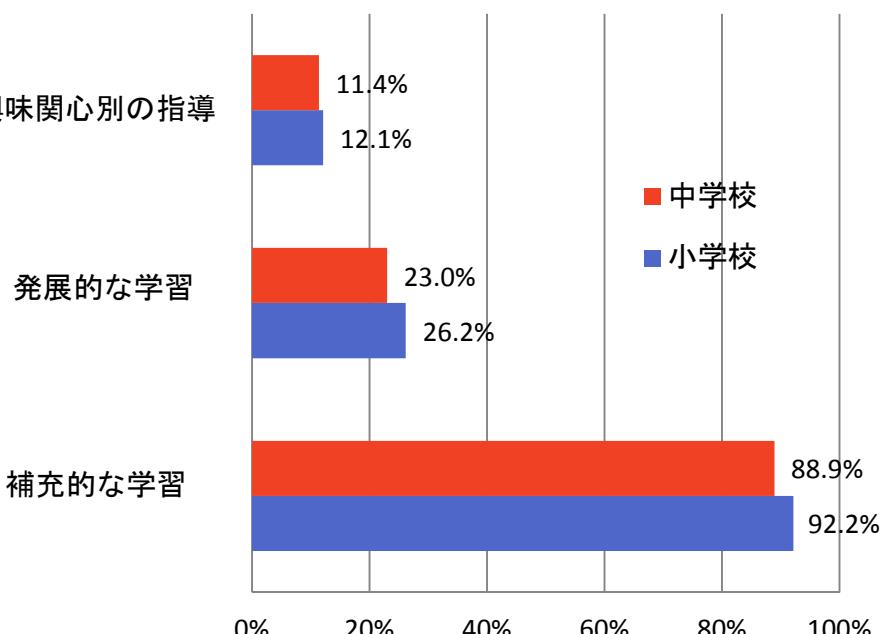
少人数を実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.0%	42.5%	12.3%	4.1%
中学校	84.7%	40.1%	11.4%	7.0%

課題別・興味関心別の指導



課題別・興味関心別の指導



小・中学校の教科等の構成と標準授業時数

小学校の各教科等の時数(1週当たり単位時間)

※1単位時間は45分、授業は年間35週[1年生は34週]

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	道徳※	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	合計
1年生	9	-	4	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	25
2年生	9	-	5	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	26
3年生	7	2	5	2.6	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	27
4年生	7	2.6	5	3	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	28
5年生	5	2.9	5	3	-	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	1	28
6年生	5	3	5	3	-	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	1	28

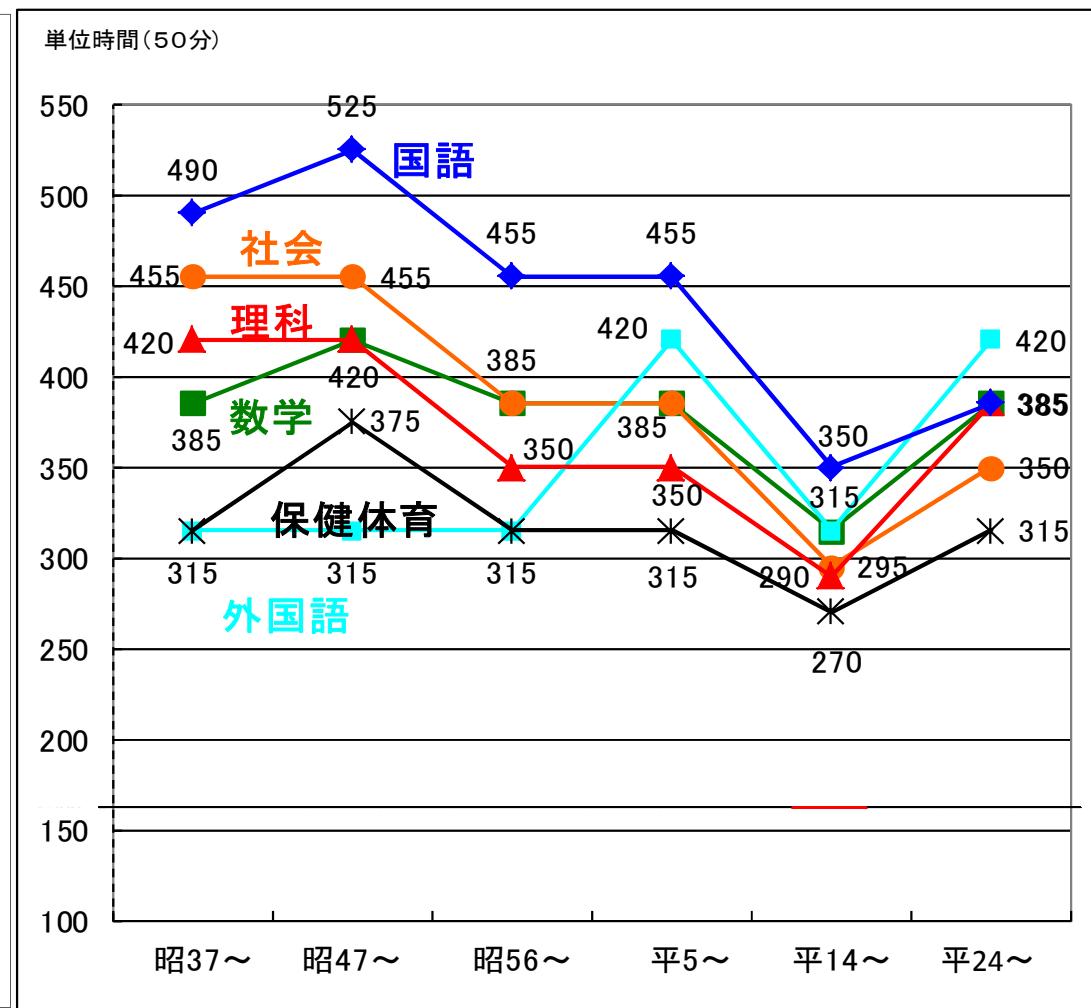
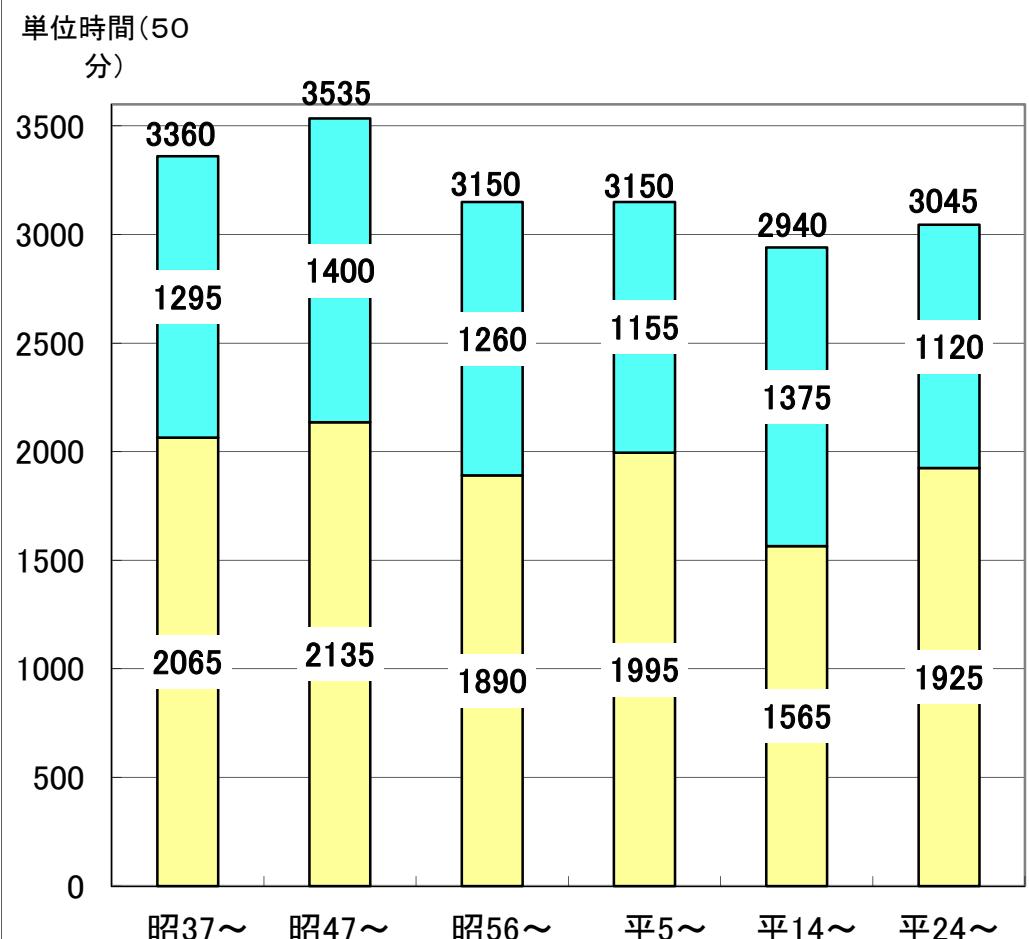
中学校の各教科等の時数(1週当たり単位時間)

※1単位時間は50分、授業は年間35週

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳※	総合的な学習の時間	特別活動	合計
1年生	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1.4	1	29
2年生	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
3年生	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29

※道徳については、小学校で平成30年度、中学校で平成31年度から「特別の教科」として位置づけられる。時数の変更はない。

中学校授業時数の推移



 : 国語、社会、数学、理科、外語の授業時数の合計

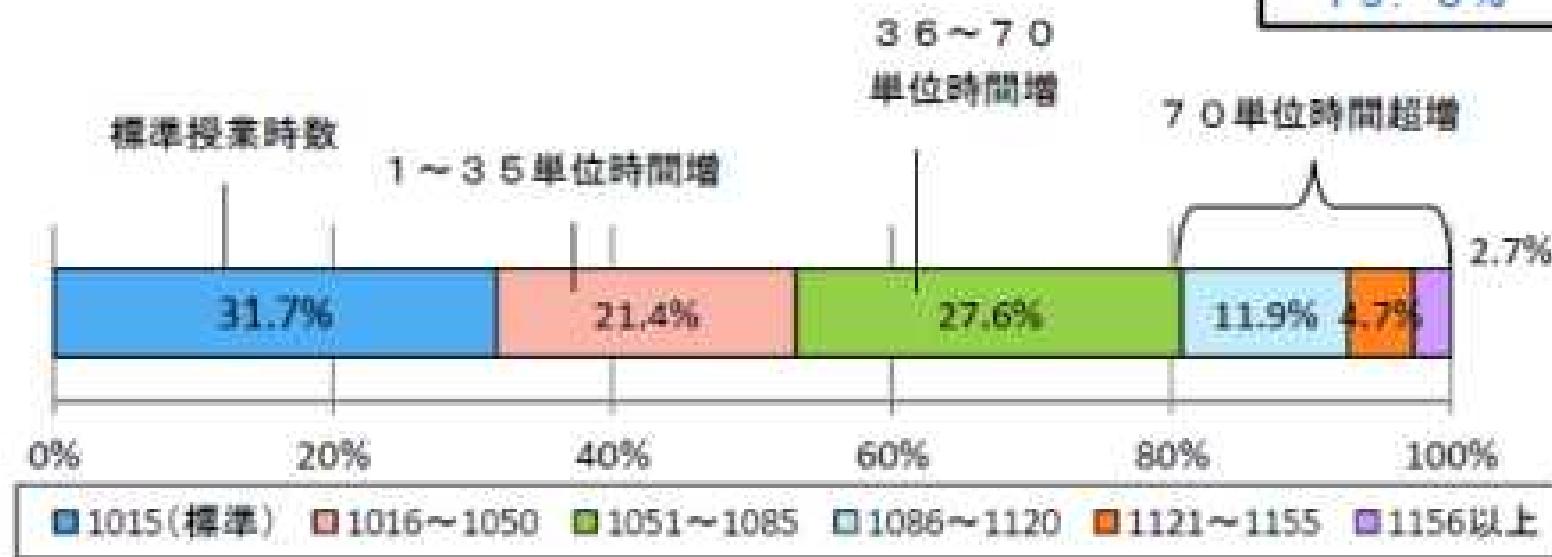
 : 上記以外の教科等の授業時数の合計

各学校における年間総授業時数の設定状況

年間総授業時数(単位時間)の設定状況

(1単位時間は小学校で45分、中学校で50分)

<中学校第1学年>



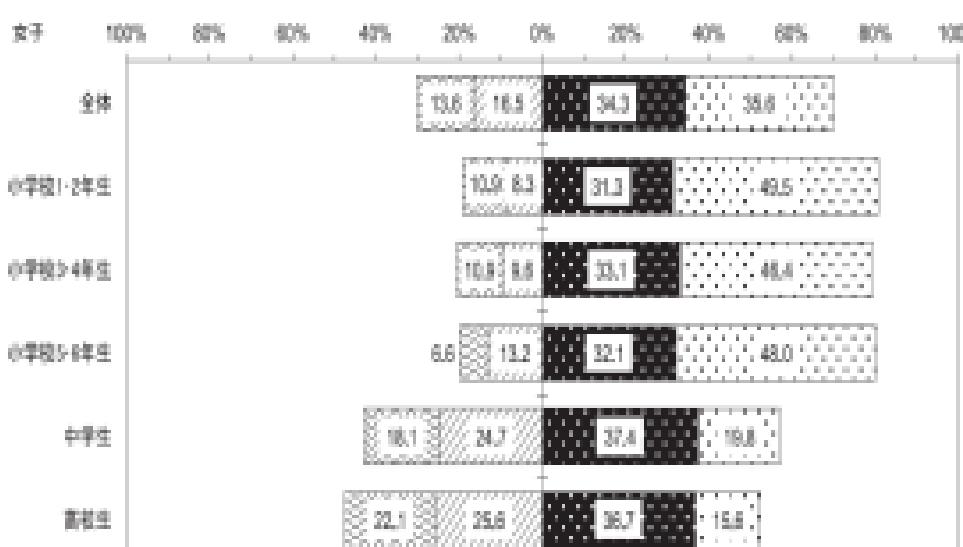
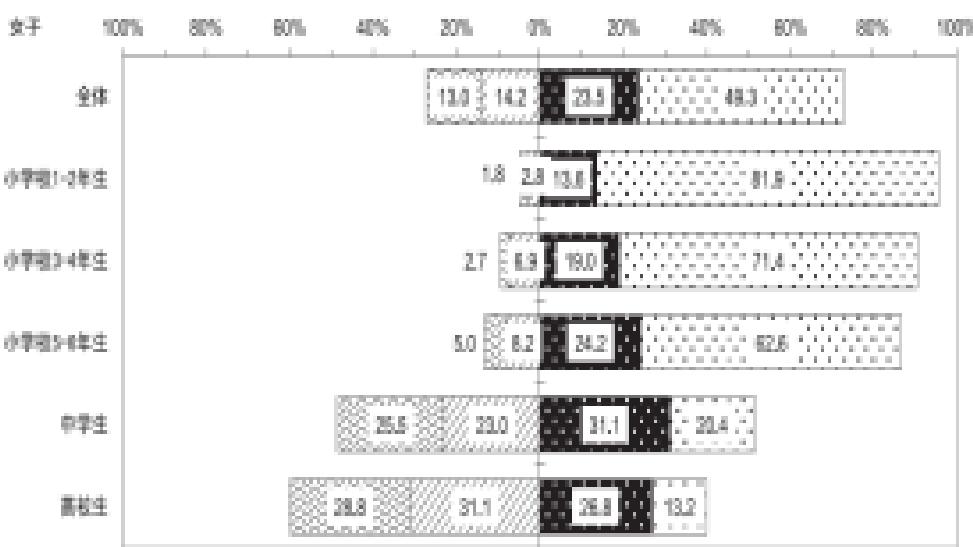
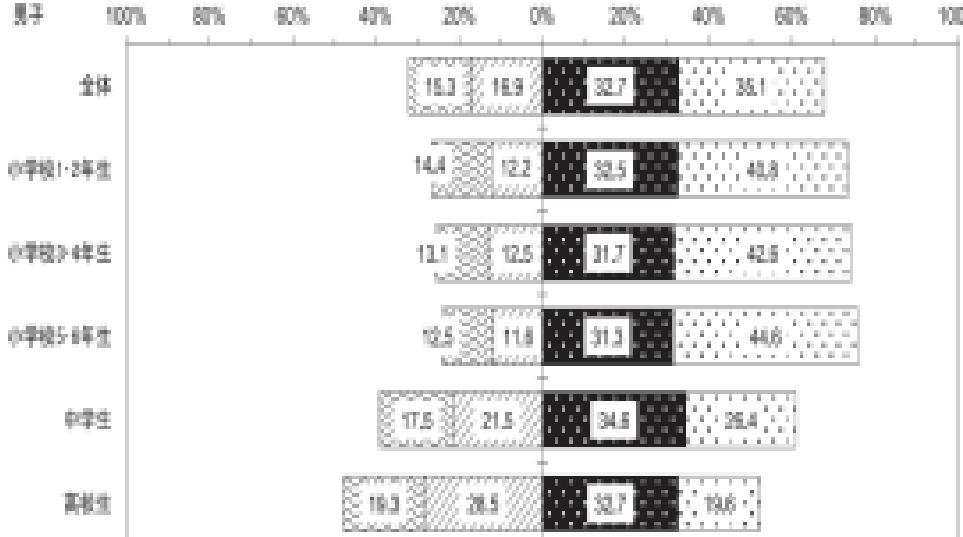
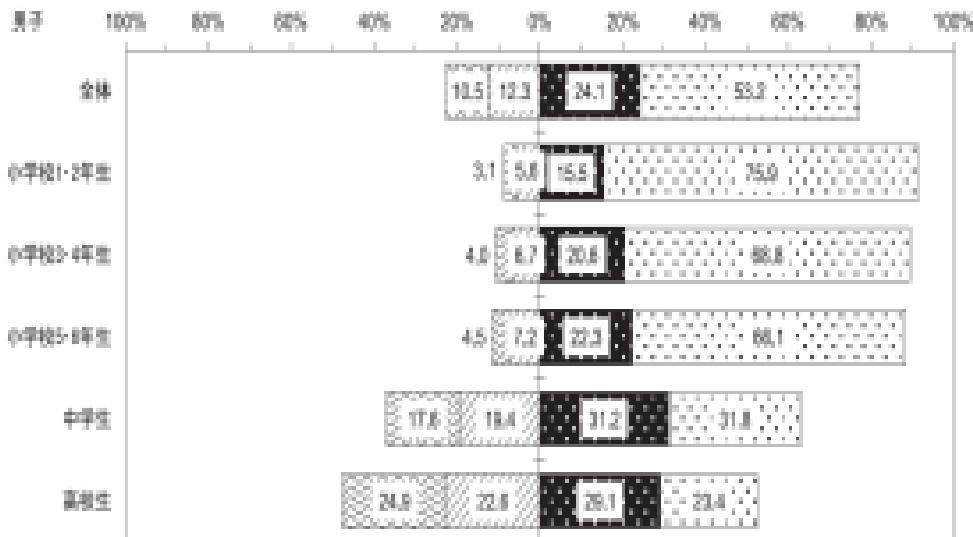
(出典)文部科学省「平成27年度教育課程の編成・実施状況調査」

児童生徒のメンタルヘルス

メンタルヘルスの自覚症状については中学生→高校生と上がるにつれて高く、男子より女子のほうが高いことが示されている。

気分の落ち込みのせいで、何もする気にならないことがある

集中したり、すばやく考えたりできないことがある



□ しばしば1週間に一度程度感じている
■ たまにそれ以上感じている

□ ときどき1か月に一度程度感じている
□ 感じていない

□ しばしば1週間に一度程度感じている
■ たまにそれ以上感じている
□ 感じていない

教育課程外の学校教育活動や地域主体の教育活動と、教育課程との関係

Point 1

「社会に開かれた教育課程」の視点から、授業での学びと教育課程外の多様な教育活動とを関連付けることにより、生徒が、多様な分野の学びや社会とのつながり、キャリア形成の可能性に触れながら、自分の興味・関心を深く追究する機会を実現し、人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成する。

学校教育が主体となった学校教育活動 地域が主体となって行う教育的活動

教育課程内の
学校教育活動

教育課程外の
学校教育活動

相互に
連携・協働

部活動

総合型地域スポーツクラブ

文化芸術体験

インターンシップ・就業体験

保育・介護体験

ボランティア活動

社会教育団体での活動

個に応じた学習

Point 2

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかという教育目標を共有しながら、学校と地域がそれぞれの役割を認識した上で、共有した目標に向かって、共に活動する協働関係を築き、教育活動を充実する。

Point 3

教育課程内外の活動が相乗効果を持って生徒の資質・能力の育成に資するものとなるよう、教育課程外の活動についても、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を共に目指すものとする。生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、その実施形態や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

部活動の学習指導要領上の位置付けについて

中学校学習指導要領(平成20年3月告示) 総則編 解説

13 部活動の意義と留意点等(第1章第4の2(13))

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

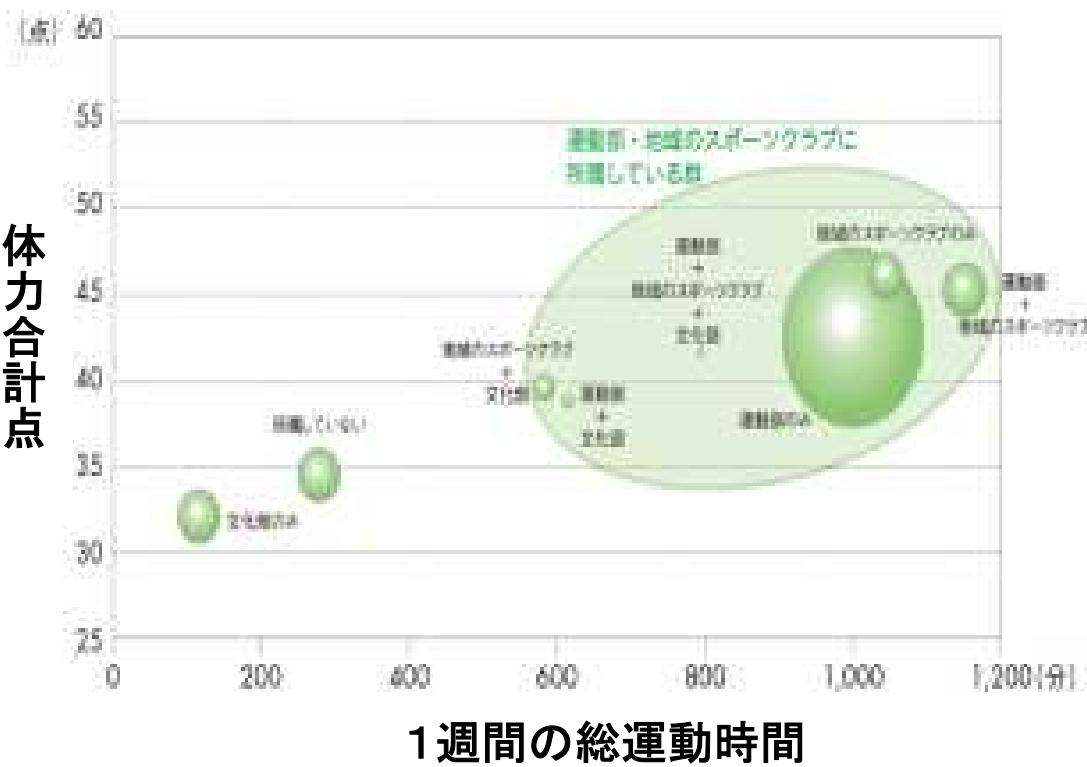
中学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、前回の改訂により、中学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記述がなくなっていた。これについて、平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。本項は、この指摘を踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、①スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義、②部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、③地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、をそれぞれ規定したものである。各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

運動部活動と運動習慣、体力等の関係

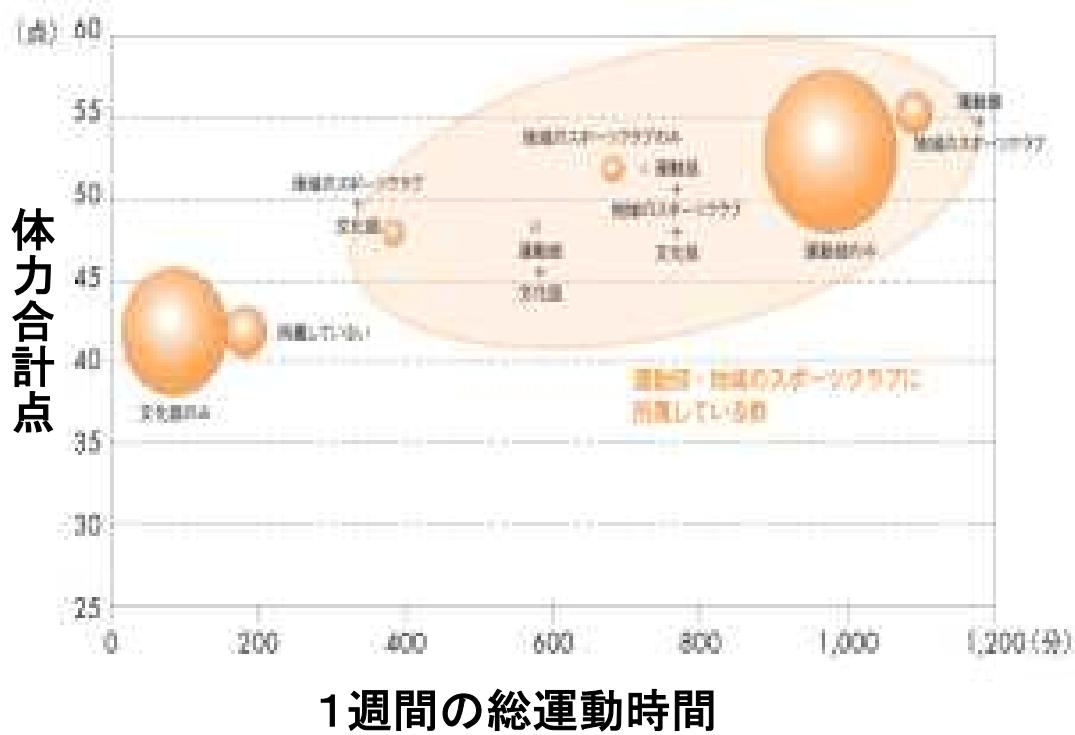
運動部や地域のスポーツクラブに所属している中学生は、1週間の総運動時間が長く、体力合計点も高い。

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より（中学2年生の結果）

男子 有効回答数521,523



女子 有効回答数499,590



平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より

国・公・私立学校の小学校5学年、中学校2学年の原則として全児童生徒を対象(特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒については、その障害の状態等を考慮して個別に参加の是非を適切に判断)

部活動の在り方に関する調査(全日本中学校長会)

(2)部活動の学校生活における効果についてお聞きします。次の項目からお選びください。【複数回答可】

ア 生徒間の好ましい人間関係の構築に資することができた。	オ 進路(進学)決定に良い成果(推薦、目標決定)がみられる。
イ 学習意欲・態度の向上に資することができた。	カ 地域への貢献や地域におけるよい評価につながった。
ウ 学校生活態度の向上・規範意識の高揚に資することができた。	キ 特に効果は上がっていない。
エ 学校の特色ある教育活動として位置付けられている。	ク その他 ()



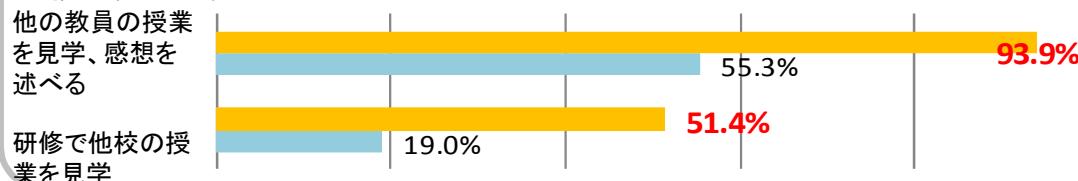
我が国の教員の現状と課題 – TALIS2013結果概要 –

日本
参加国平均

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

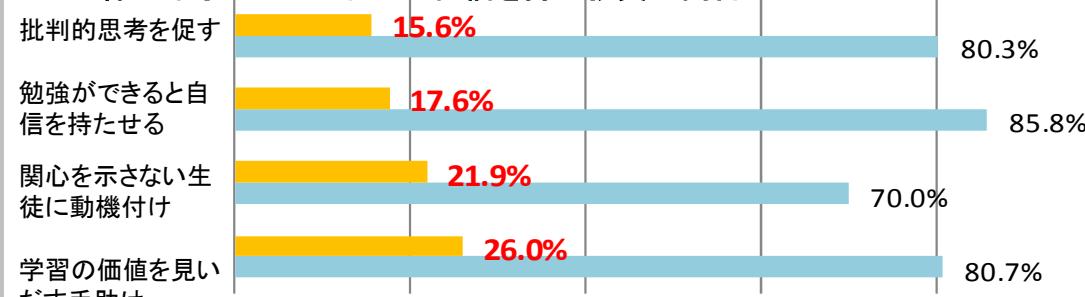
- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

<授業見学の実施状況>

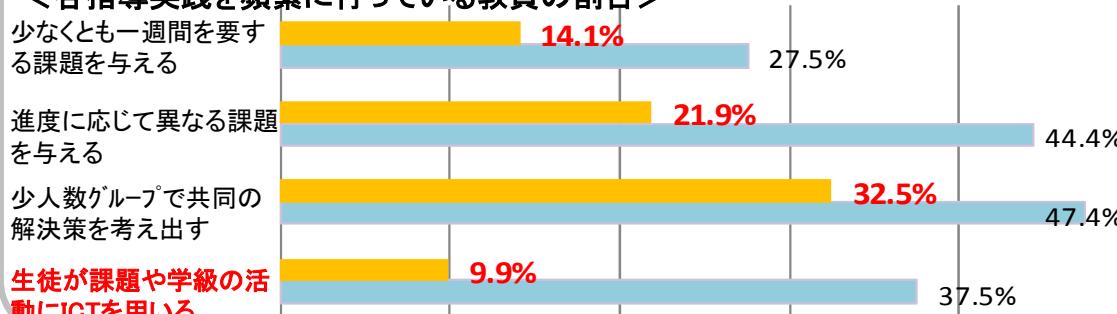


教員は、主体的な学びを引き出すことに対する自信が低く、ICTの活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



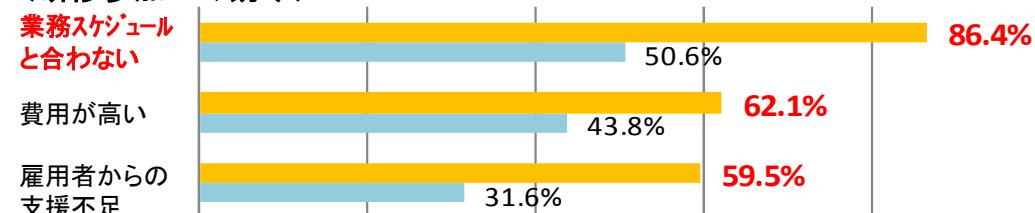
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

<研修参加への妨げ>



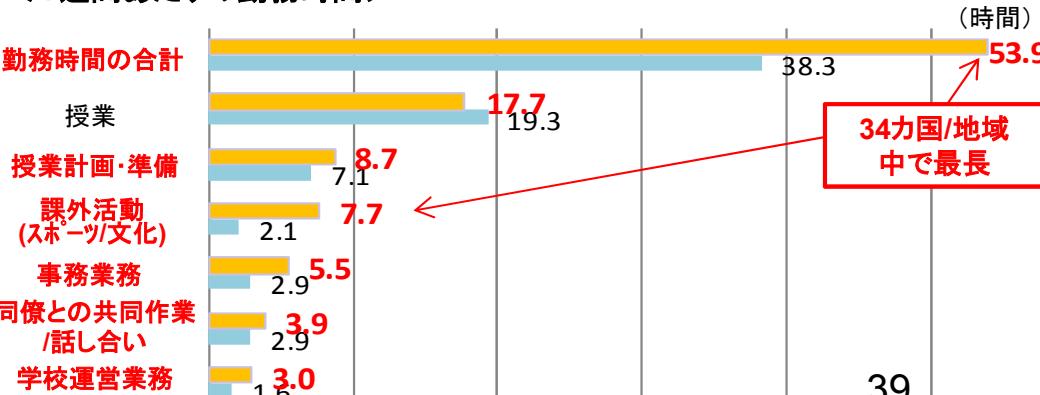
教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い! 人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。

- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。

- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

<1週間あたりの勤務時間>

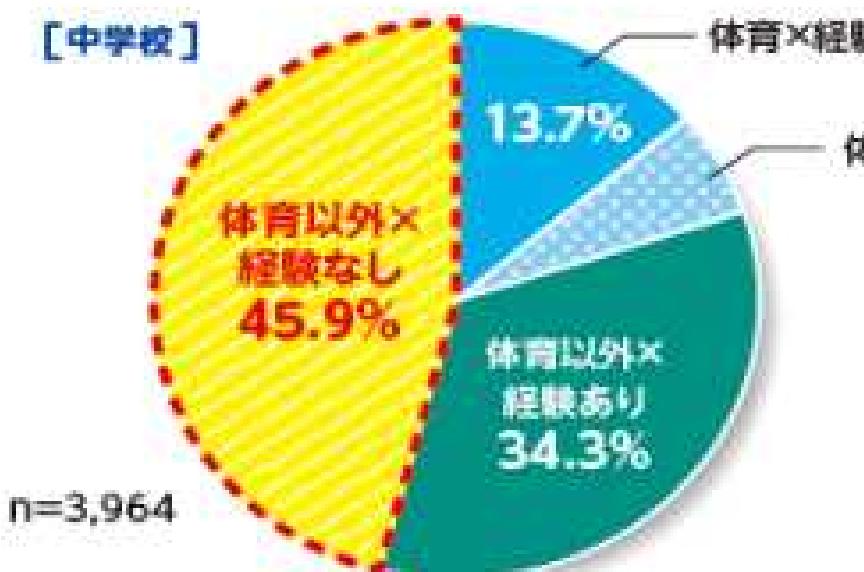


運動部活動指導者の実情

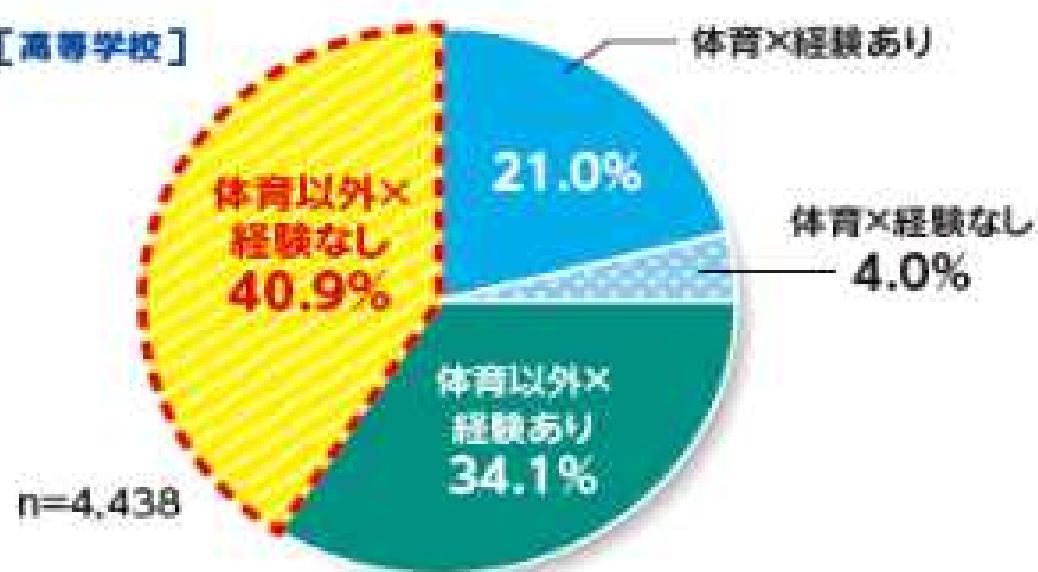
担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- 体育×経験あり：「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育×経験なし：「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- 体育以外×経験あり：「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育以外×経験なし：「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」

【中学校】



【高等学校】



(出典)「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」((公財)日本体育協会)

公立中学校における職場体験活動の実施状況①

98%以上の公立中学校で職場体験を実施。実施学年は2年生が最も多く、実施期間は2～3日間で約70%、5日間以上は約14%

(1)学校別実施状況(平成26年度調査時点)

※()は25年度の数字

公立中学校数	実施学校数	実施率
9,630校 (9,706校)	9,479校 (9,569校)	98.4% (98.6%)

(2)学年別・期間別実施状況

学年	実施期間							合計
	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上	不明	
1年生	95校 20.4%	113校 24.2%	234校 50.2%	12校 2.6%	10校 2.1%	2校 0.4%	-	466校 5.0%
2年生	769校 9.5%	2,602校 32.1%	3,129校 38.6%	331校 4.1%	1,234校 15.2%	39校 0.5%	-	8,104校 86.5%
3年生	113校 14.2%	255校 32.1%	344校 43.3%	36校 4.5%	36校 4.5%	11校 1.4%	-	795校 8.5%
小計	977校 (1,052校) 10.3% (11.0%)	2,970校 (2,933校) 31.3% (30.7%)	3,707校 (3,719校) 39.1% (38.9%)	379校 (487校) 4.0% (5.1%)	1,280校 (1,315校) 13.5% (13.7%)	52校 (63校) 0.5% (0.7%)	114校 (-) 1.2% (-)	9,479校 (9,569校) 100.0% (100.0%)

※ 職場体験を実施している主たる学年(最も日数の多い学年)の学校数

※実施期間は、実際に事業所等で体験活動を行う期間とし、事前・事後指導等の時間(期間)は含めない。

公立中学校における職場体験活動の実施状況②

(3) 職場体験の教育課程等への位置付けの状況等(複数回答可)

教育課程等への位置付け		参 加 形 態	
		原則として当該学年の全員が参加	選択・希望者等当該学年の一部の生徒が参加
教科の授業で実施	149校 1.6%	149校 100.0%	0校 0.0%
	7,780校 82.1%	7,768校 99.8%	12校 0.2%
特別活動での実施	555校 5.9%	552校 99.5%	3校 0.5%
	1,039校 11.0%	1,038校 99.9%	1校 0.1%
教育課程には位置付けずに実施	404校 4.3%	388校 96.0%	16校 4.0%

※ 職場体験を実施している主たる学年(最も日数の多い学年)の学校数

※2つ以上に該当する場合は全てカウント。

※実際に事業所等で行う体験活動を対象とし、事前・事後指導等は含めない。

学校における体験活動の実施状況

◇調査対象：47都道府県より小・中・高等学校 計564校（小学校、中学校、高等学校各188校）を抽出調査

○体験活動の内容

	小学校	中学校	高等学校	（単位：時間）
ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動	3.3	2.8	2.5	
自然に親しむ体験活動	13.3	5.6	2.8	
第一次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	6.0	2.4	18.0	
第二次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	1.0	3.7	6.1	
第三次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	0.8	14.0	7.7	
文化や芸術に親しむ体験活動	4.8	4.5	3.2	
家庭に関わる体験活動	4.8	2.6	3.7	
その他の体験活動	2.7	2.0	3.1	
計	36.7	37.6	47.1	
1日5時間とした場合の実施日数	7.3日	7.5日	9.4日	

○教育課程における位置づけ

	小学校	中学校	高等学校	（単位：時間）
特別活動	5.9	4.6	6.1	
総合的な学習の時間	16.2	21.6	5.3	
その他教育課程内における活動	11.4	5.8	25.5	
学校管理下において教育課程外に行う活動	3.1	5.3	10.2	
計	36.7	37.6	47.1	

注) 数字は、小学校においては5年生、中学校・高等学校においては2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均（1校当たり）

土曜日の教育活動の形態

「土曜授業」(下図①)

児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うもの(下図①)

平成26年11月29日に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化

「土曜の課外授業」(下図②)

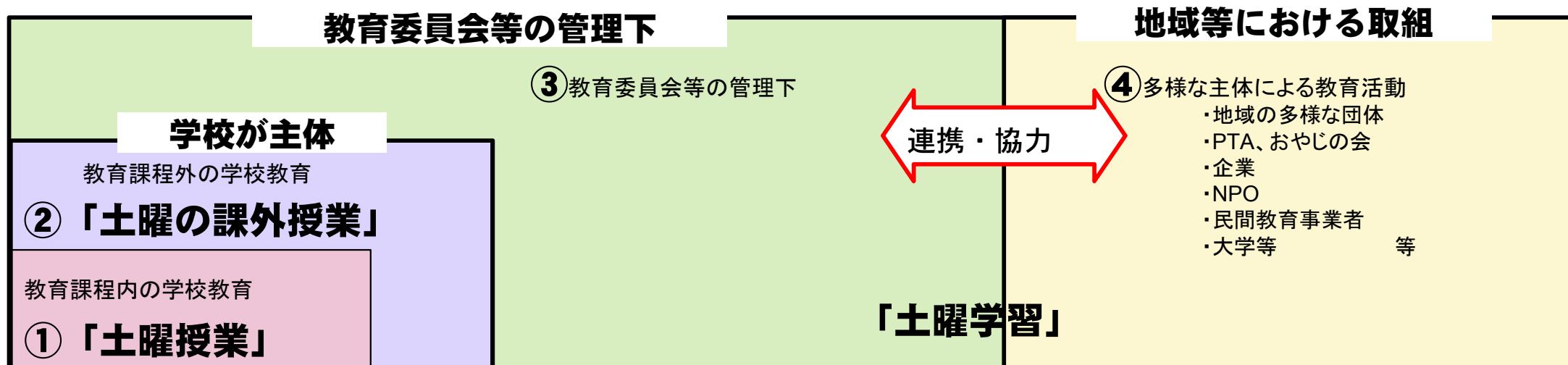
学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行うもの(下図②)

「土曜学習」(下図③+④)

教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会を提供するもの

教育委員会等主体が主体となる場合(下図③)と、地域の団体等が主体となる場合(下図④)がある

<土曜日の教育活動について>



全国の土曜日の教育活動の実施状況(平成27年度)

①「土曜授業」 *全員参加、教育課程内

学 校	平成27年度 (実施割合)	
小 学 校	4, 771校	(23%)
中 学 校	2, 250校	(23%)
高等學校	263校	(7%)
計	7, 284校	(22%)

②「土曜の課外授業」 ※希望者等が参加

学 校	平成27年度 (実施割合)	
小 学 校	941校	(5%)
中 学 校	556校	(6%)
高等學校	1, 324校	(37%)
計	2, 821校	(8%)

③+④「土曜学習」 *希望者等が参加

学 校	平成27年度 (実施割合)	
小 学 校	6, 932校	(34%)
中 学 校	1, 692校	(17%)
高等學校	841校	(23%)
計	9, 465校	(28%)

(参考: 平成26年度実施状況)

学 校	平成26年度 (実施割合)	
土曜授業	5, 573校	(16%)
土曜の課外授業	2, 913校	(9%)
土曜学習	6, 585校	(19%)
計	12, 730校	(37%)

◆ 「土曜授業」、「土曜の課外授業」、「土曜学習」をいずれか一つでも実施

⇒ 約16, 000校(約50%)の学校や地域で実施

	平成27年度 いずれか一つでも実施予定	(実施予定の割合)
小 学 校	10, 448校	(51%)
中 学 校	3, 702校	(38%)
高等學校	1, 989校	(55%)
計	16, 139校	(48%)

(参考: 全国の公立学校数)

学 校	公立学校数
小 学 校	20, 302校
中 学 校	9, 637校
高等學校	3, 604校
計	33, 543校

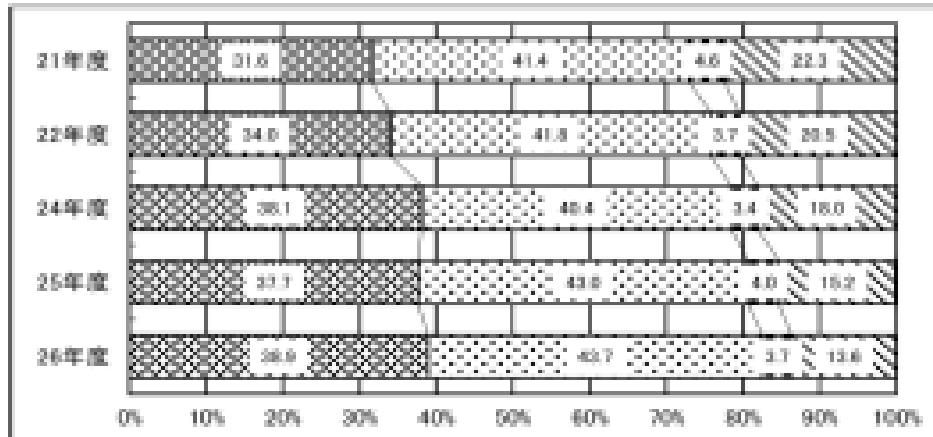
学校と家庭、地域の連携について

- 学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれると回答している学校の割合は増加傾向。
- 小・中学校とも約9割の学校が、保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があったと回答。

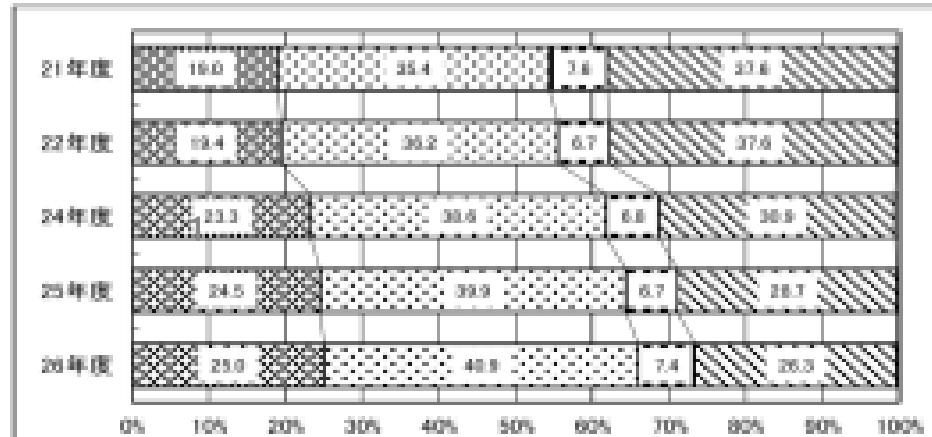
学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか



【小学校】



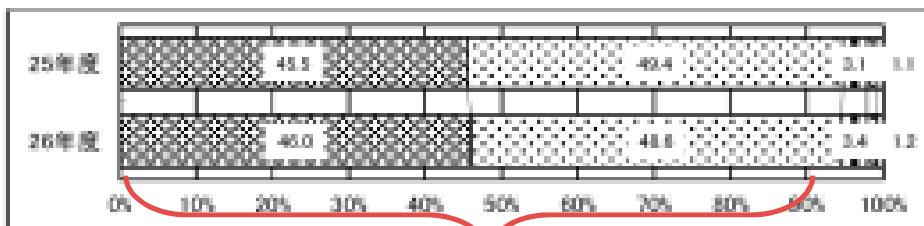
【中学校】



保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか

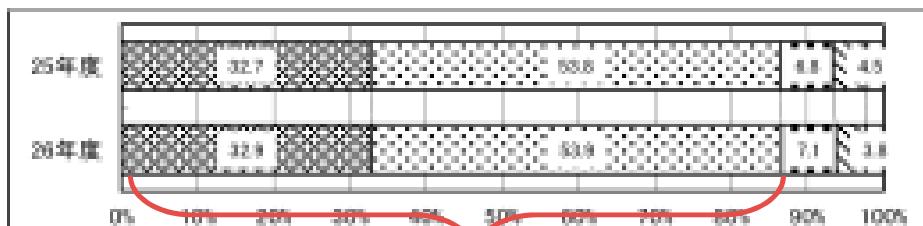


【小学校】



そう思う+どちらかといえばそう思う 94.6%

【中学校】



そう思う+どちらかといえばそう思う 86.8%

平成26年全国学力・学習状況調査(学校質問紙)結果より

小中一貫教育の取組状況

■これらを背景に、多くの学校設置者において小中一貫教育が取り組まれている

小中一貫教育に取り組む市町村(特別区を含む。以下同じ。)は211、取組の総件数は1, 130件であり、全国的に取組が広がっている。また、今後小中一貫教育の実施を予定又は検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後増加していくものと考えられる。

- ・小中一貫教育を実施中:211市町村(約1割)
- ・小中一貫教育を実施予定又は検討中:166市町村(約1割)
- ・国及び他市町村の状況を注視している市町村:450市町村(約3割)
- ・小中一貫教育の取組件数:1, 130件(小学校2, 284校、中学校1, 140校)

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ①

調査対象:都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校／調査時点:平成26年5月1日

1. 実施状況について

- 実施件数 1130件 (小学校2284校、中学校1140校)
- 実施市町村 211市町村 (全市町村の約12%)
- 積極的に推進している県 4県
積極的な検討・注視している県 3県+33県

2. 施設形態について

- 施設一体型 148件 (13%)
- 施設隣接型 59件 (5%)
- 施設分離型 882件 (78%)



3. 管理職の配置について

- 1人の校長が小・中学校を兼務 131件 (12%)
- 学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115件 (10%)
- 学校毎に校長を置き、適宜連携 884件 (78%)



4. 教育課程・指導方法について

【9年間の系統性・連続性の確保のための取組】

- 合同行事の実施(70%)
- 9年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設定(47%)
- 9年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成(52%)
- 9年間を見通した学習・生活規律の設定(51%) 等

※回答に重複あり。なお、9年間一貫した学校教育目標と
カリキュラムの作成の双方を実施している学校は289件(26%)

【特例の活用状況】

- 研究開発学校制度の活用 1%
 - 教育課程特例校制度の活用 19%
- ※特例の内容…新教科等の設定72%、英語教育
早期化:82%、指導内容の前倒し18%

「研究開発学校制度」: 学習指導要領の改訂等に資する実証的
資料を得るため、研究校を指定し、新しい教育課程等の研究
開発を実施するもの。

「教育課程特例校制度」: 地域等の特色を生かした特別の教育
課程の編成・実施を認めるもの。

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ②

5. 学年段階の区切りについて

- 6-3 : 810件(72%)
- 4-3-2 : 293件(26%)
- 5-4、4-5 : 3件(0.3%)

6. 成果・課題について

【成果の状況】

- 成果が認められる 88%

(大きな成果が認められる(10%)、成果が認められる(77%))

- ① 中学校進学に不安を覚える児童が減少
- ② 中1ギャップが緩和された
- ③ 小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- ④ 小・中で共通で実践する取組が増えた
- ⑤ 小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

【課題の状況】

- 課題が認められる 87%

(大きな課題が認められる(7%)、課題が認められる(80%))

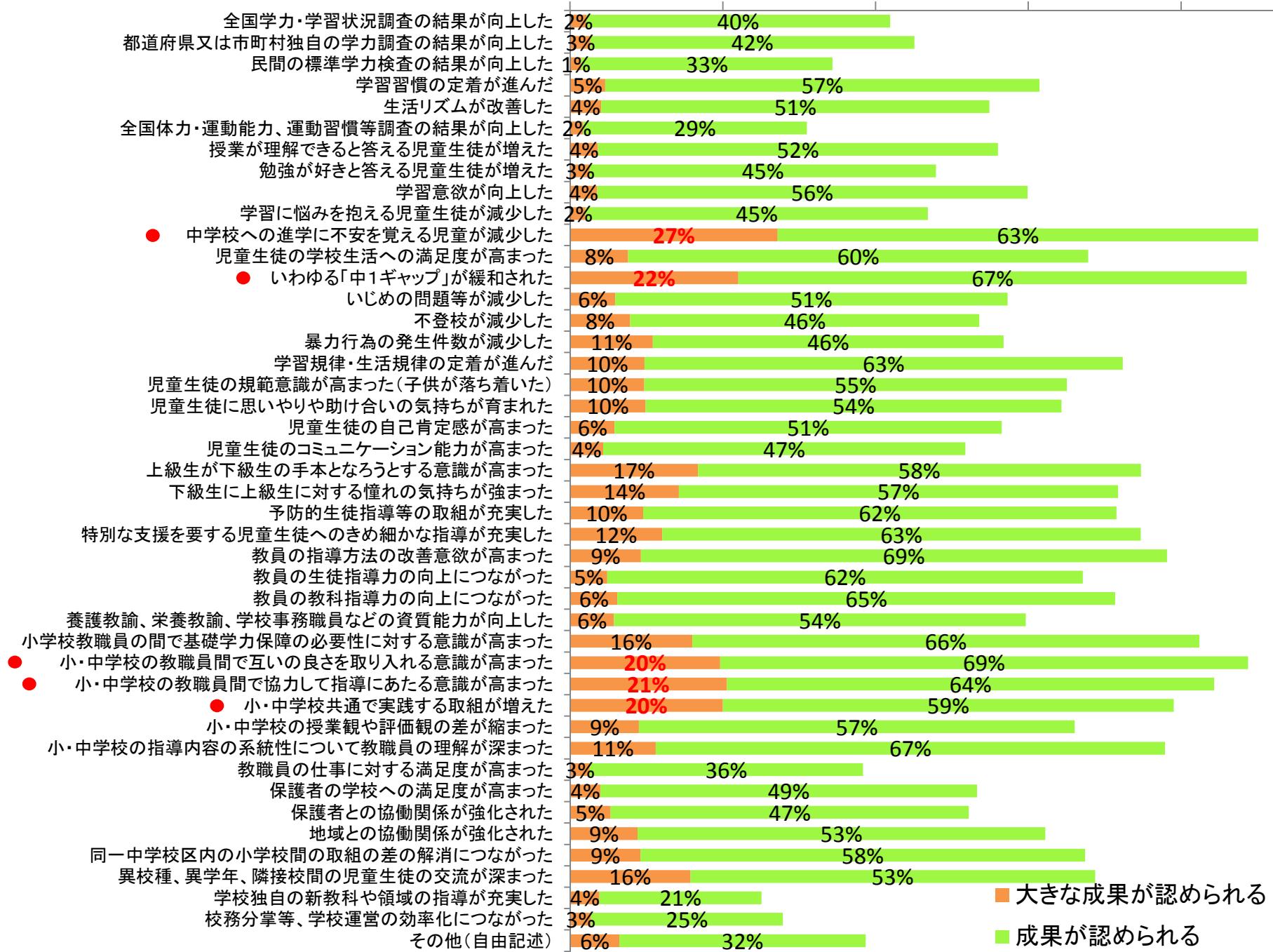
- ① 教職員の負担感・多忙感の解消
- ② 小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- ③ 小・中合同の研修時間の確保

7. 効果的な一貫性の確保の取組について

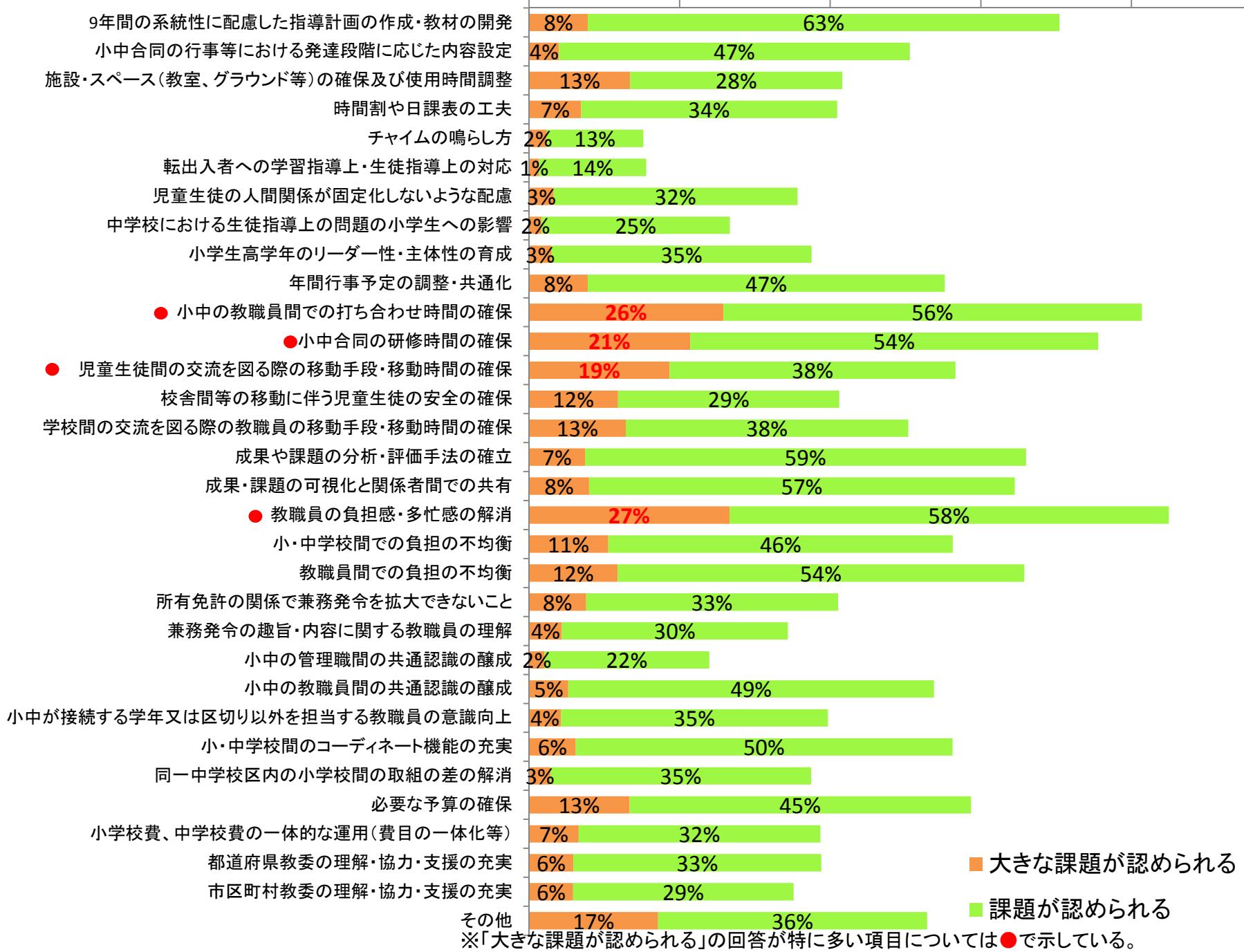
- 以下に当てはまる取組の方が「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答する割合が上昇する傾向

- ① 取組の開始から一定程度年数が経過している場合
- ② 小学校における教科担任制を導入した場合
- ③ 小・中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合
- ④ 1人の校長が小・中学校を兼務した場合
- ⑤ 学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合
- ⑥ 9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合
- ⑦ 施設一体型とした場合

小中一貫教育の成果



小中一貫教育の課題



小中一貫教育の全体の制度設計

◎制度設計のポイント

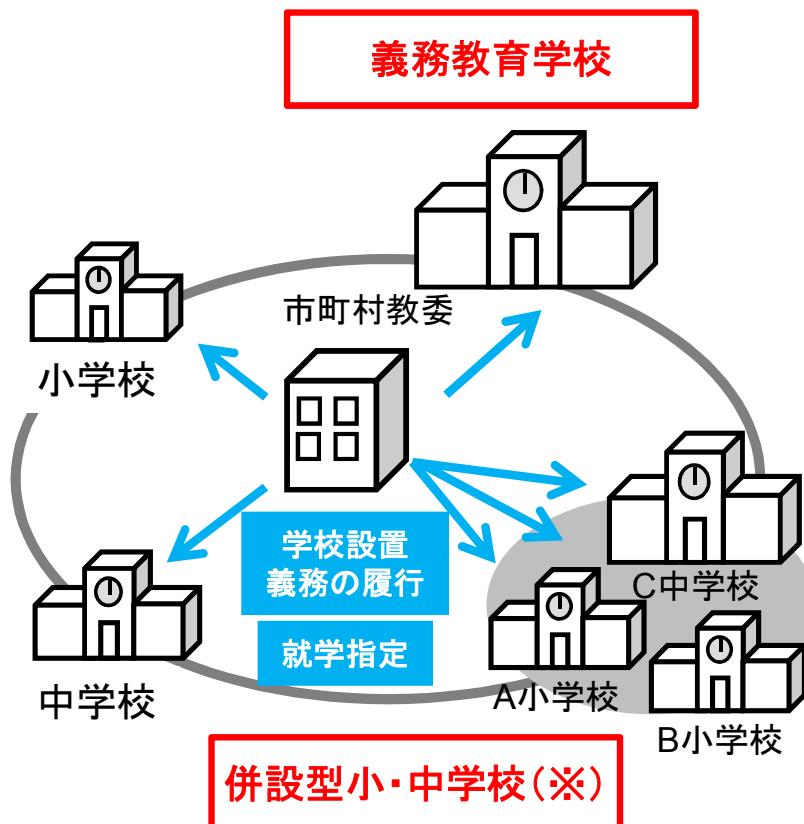
- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようとする(併設型小・中学校、連携型小・中学校)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

	義務教育学校	学校教育法等 改正で措置	併設型小学校・中学校	政省令 改正で措置(※)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)		・小・中学校と同じ	
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)		・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)	
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)		・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (ただし、一貫教育を担保する組織運営上の措置を要件化) 例) 一体化的にマネジメントする組織を設け必要な権限を教育委員会から委任、学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置 ・教員は各学校種に対応した免許を保有	
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能		・施設の一体・分離を問わず設置可能	

※なお、設置者が異なる小学校と中学校が一貫性に配慮した教育を行うために連携して教育課程を実施する学校を連携型小学校・中学校として制度化。

◎制度化後のイメージ



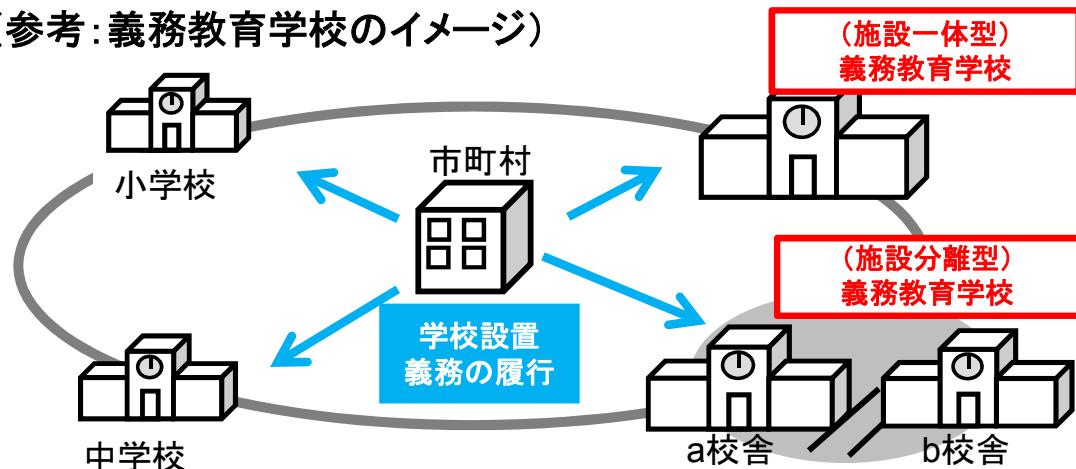
併設型小・中学校(※)

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	<ul style="list-style-type: none">□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第1条関係）
設置者・設置義務	<ul style="list-style-type: none">□ 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第2条関係）□ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第38条関係）
目標・修業年限	<ul style="list-style-type: none">□ 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第49条の2関係）□ 9年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分）（学校教育法第49条の4及び第49条の5関係）
教職員関係	<ul style="list-style-type: none">□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第2条関係）□ 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第3条及び附則第20項関係）
施設整備	<ul style="list-style-type: none">□ 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係）

（参考：義務教育学校のイメージ）



※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で整備

施行期日

平成28年4月1日

（施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能）

現行制度と義務教育学校の比較

	現行制度下での小中一貫教育	義務教育学校
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年 ・中学校3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校ともに市町村に設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置義務はないが、小学校・中学校の設置に代えて設置した場合には、設置義務の履行と同等
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文科大臣の指定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例:一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれに校長(計2人) ・小学校・中学校別々の教職員組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 (ただし、統括担当の副校長又は教頭を1人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ)
免許	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能しつつ、免許状の併有を促進)
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象は、小学校同士の統合、中学校同士の統合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象として、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、小学校・中学校それぞれで実施 ・学校運営協議会は、小学校・中学校それぞれに設置 ・学校いじめ防止基本方針は、小学校・中学校それぞれで策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、義務教育学校として実施 ・学校運営協議会は、義務教育学校として一つ設置 ・学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定

特別支援教育に関する現状

障害者の権利に関する条約の批准 (H19日本国署名、H26/1/20日本国批准、2/19発効)

★インクルーシブ教育システムの構築 ★個人に必要とされる合理的配慮の提供 など

中教審初等中等教育分科会報告 (H24) を踏まえ

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において特別支援教育を推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

特別支援学校

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性

◆在籍者数等→特別支援教育の対象児童生徒数が増加

■特別支援学級 (H26小・中学校)

187,100人 (H16年比で2.1倍)

■通級による指導 (H26小・中学校)

83,750人 (H16年比で2.3倍)

■通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある
特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合

6.5% (H24推計値 (公立小中))

◆支援体制 →幼稚園、高等学校の整備状況に課題

■特別支援教育コーディネーター

幼62.6%、小99.3%、中95.3%、高83.8%

■個別の教育支援計画／個別の指導計画※

(支) 幼65.9%、小87.7%、中86.4%、高59.3%

(指) 幼76.6%、小98.1%、中95.6%、高67.1%

※該当者がいない学校数を除いた割合

学習指導要領等における特別支援教育に関する記述の更なる充実

一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実

特別支援学校学習指導要領等の改善充実

◆在籍者数等 (H26) 135,617人

(H16年比で1.4倍)

うち

■高等部生徒

65,370人 →増加傾向

■知的障害のある児童生徒等

121,544人 →増加傾向

■単一の障害種 99,492人

■複数の障害種 36,125人

→障害の状態の多様化 (重度・重複を含む)

◆高等部卒業後の進路

■施設医療機関64% (H16 56%)

■就職者28% (H16 20%)

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 白閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 白閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

3.33%
(約34万人)

増加傾向

発達障害 (LD・ADHD・高機能白閉症等) の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率 ※

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

※ この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

特別支援教育にかかる教育課程(概要)

通常の学級

通級による指導

特別支援学級

特別支援学校

<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程(通級による指導)を編成することができる。 <p>※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導(自立活動の指導等)を特別の指導の場(通級指導教室)で受けることができる。</p> <p>※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間(学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間)を標準とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。 <p>※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 <p>※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。</p> <p>※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。</p>
---	---	---	---

その者の障害の状態(※)、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が**総合的に判断し**、就学先を決定する。

※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(1／2)

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

【研修】

- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
- 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
- アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要
- 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要

【採用】

- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
- 採用選考試験への支援方策が必要
- 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

【養成】

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
- 学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要
- 教職課程の質の保証・向上が必要
- 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

【全般的な事項】

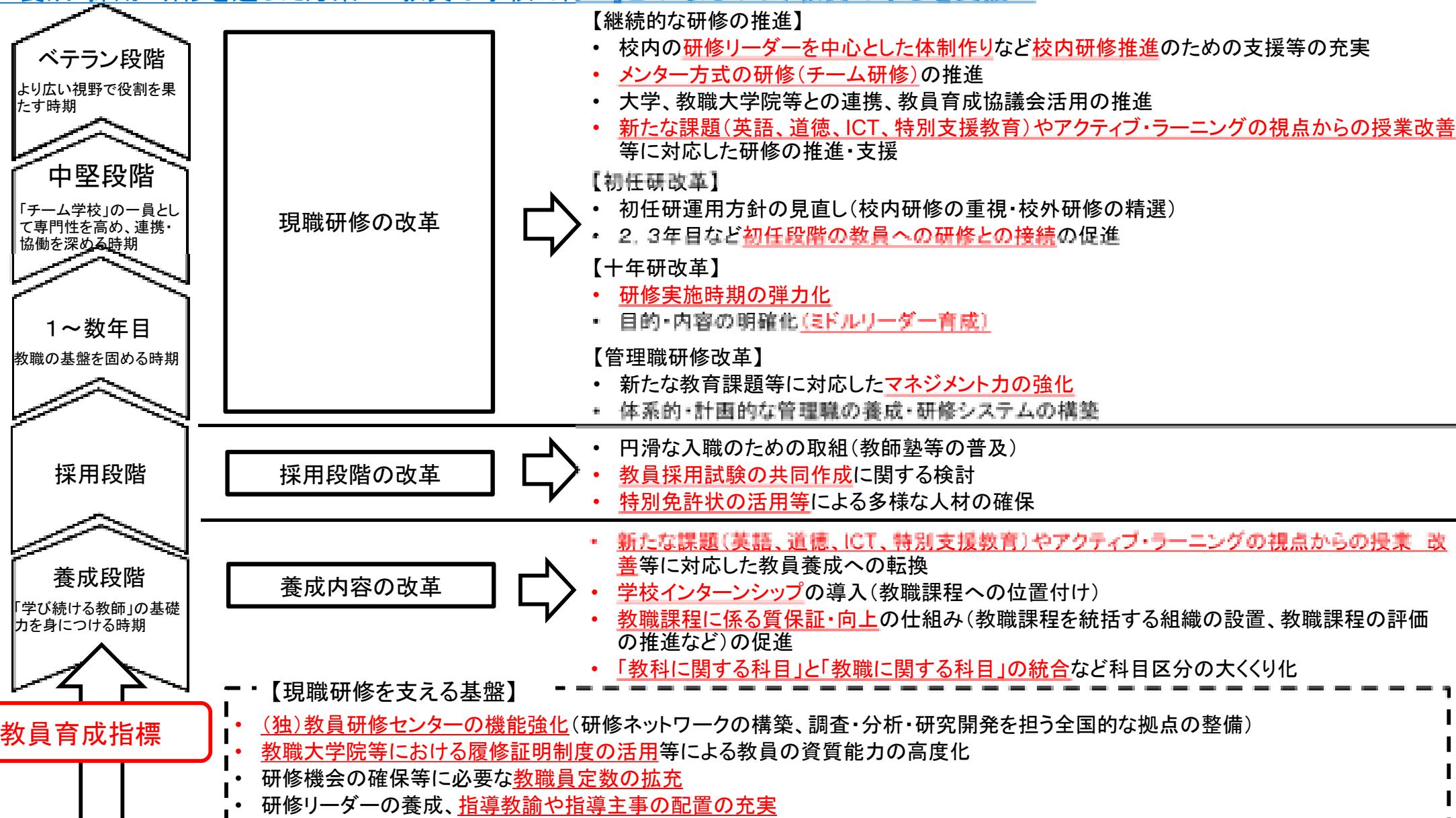
- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

【免許】

- 義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考え方の下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- 59. グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

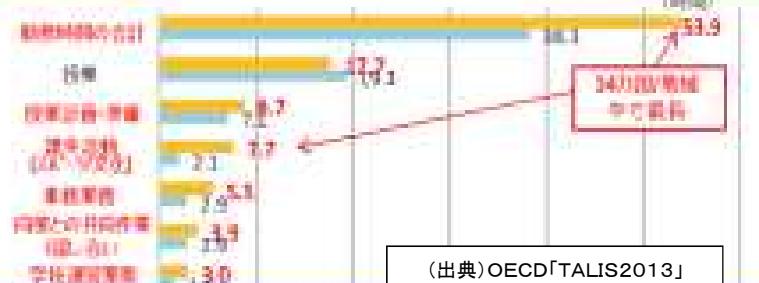
学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(1)新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

○新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「社会に開かれた教育課程」を実現することが必要。

○そのためには、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた指導方法の不斷の見直しによる授業改善や「カリキュラム・マネジメント」を通した組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2)複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

○いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題が複雑化・多様化。

○貧困問題への対応など、学校に求められる役割が拡大。

○課題の複雑化・多様化に伴い、心理や福祉等の専門性が求められている。



(3)子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

○我が国の教員は、学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している。

○我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の専門スタッフの配置が少ない。

○我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1)「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。

(2)「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

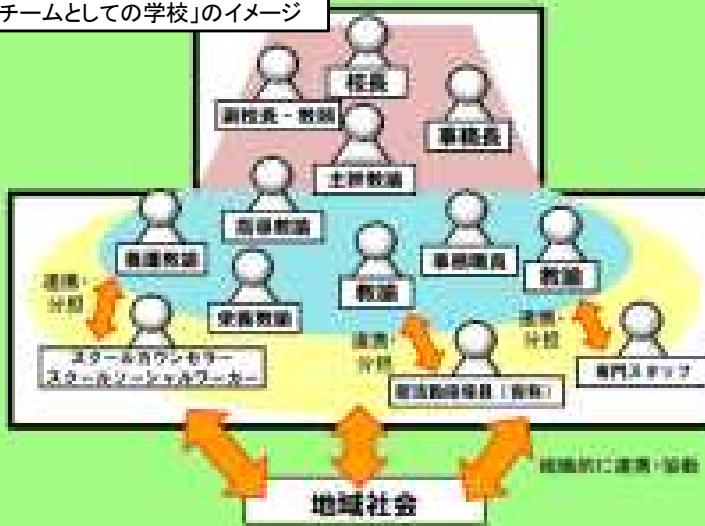
学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ることで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようする事が重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく必要がある。

(3)国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行うことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようになるため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの待遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (H27.12 中央教育審議会答申)のポイント

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

<教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

<これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒にとなって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

<これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆ 学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆ **現行の学校運営協議会の機能**（校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見）**は引き続き備えること**とした上で、**教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組み**を検討。
- ◆ 学校運営協議会において、**学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組み**とする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、**学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み**とする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、**複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み**とする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、**コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される。
- ◆ このため、**全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき**であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付け**を検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要。
 - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
 - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
 - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
 - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
 - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
 - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくることが必要。
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す
新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動（より多くの地域住民の参画）、③持続的な活動の3要素が必須。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す

- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域学校協働活動を積極的に推進。国はそれを総合的に支援。
- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。
 - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
 - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
 - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を發揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。